

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成30年9月



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式476,850千円(見込額)の募集及び株式816,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式206,550千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年9月4日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

CRGホールディングス株式会社

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

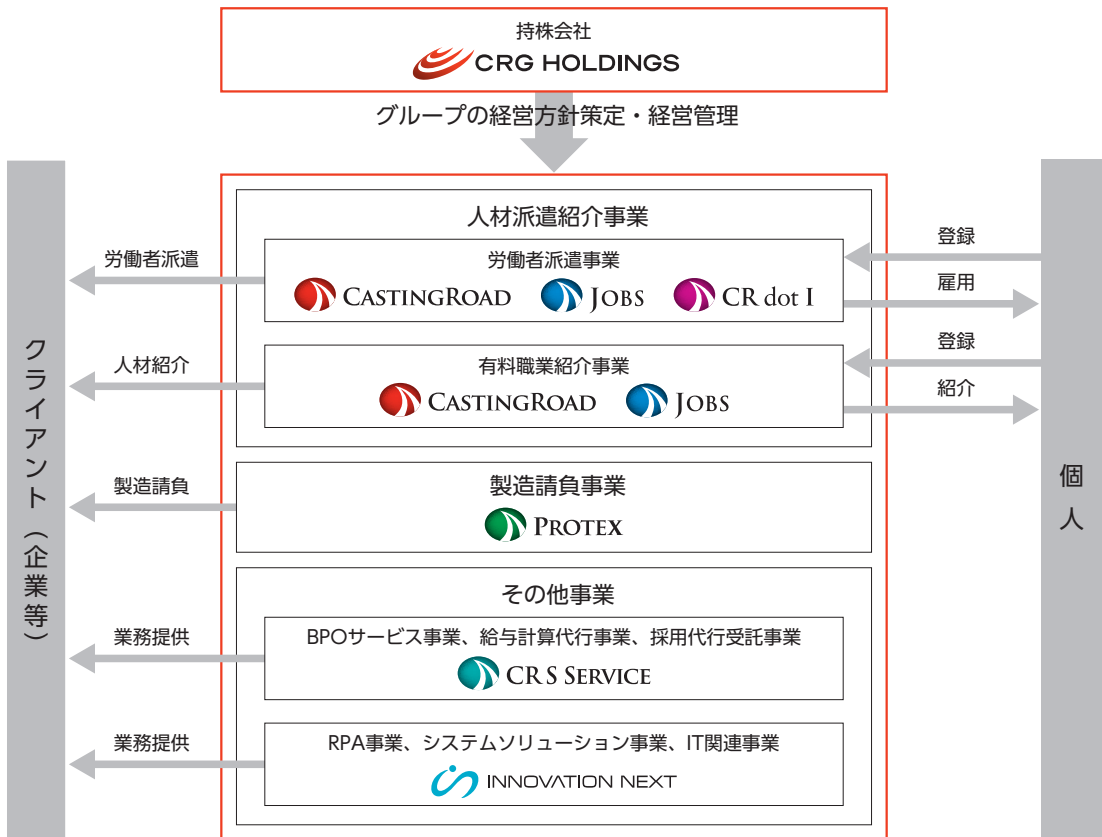
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

当社グループは、「必要なとき」に「必要な時間」、「必要な人数」と「必要なスキル」をクライアントに提供する総合人材サービスを行っております。

創業以来、『「人」を大切にする』という考えをすべての意思決定の根底に置いてまいりました。社会は「人」の集合体であり、「人」が生き生きと暮らせる社会こそが、真に豊かな社会であると考えているからです。ここでの「人」とは、私たち当社グループに関わるクライアント、派遣スタッフ、従業員等すべての人を指しております。これらの方々に、最大限誠意を持った対応を行うということを念頭に、社会情勢のめまぐるしい変化や人々の価値観の多様化等により発生する人材に関するあらゆるニーズに積極的に応え、ご満足いただけるサービスを提供しております。

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び子会社6社で構成されており、各社それぞれが特定の業界に特化する形式で事業運営を行うことでサービス品質の向上及び迅速で的確なサービスの提供に取り組んでおります。グループ各社が相互に連携することによって、人材サービスのトータルサポートを行っております。



企業理念

ROAD to the DREAM
共に歩む、その先の未来へ

2. 事業の内容

人材派遣紹介事業

- (1) 労働者派遣事業 …… 派遣スタッフを募集・登録し、各取引先企業へ派遣。幅広い人材ニーズに対応。
- (2) 有料職業紹介事業 … 求人企業と求職者との間での雇用関係の成立をあっせん。



子会社	事業概要	事業内容
 CASTINGROAD (株)キャスティングロード	コールセンター派遣	<ul style="list-style-type: none"> • テレマーケティング等のコールセンター業務を行う多数の人材の提供
	オフィスワーク派遣	<ul style="list-style-type: none"> • 一般事務、秘書業務等幅広い事務業務に対応する人材の提供
	ヘルパー派遣	<ul style="list-style-type: none"> • 介護の有資格者や管理部門勤務等の人材の提供
 JOBS (株)ジョブズ	ワークス事業(ブルーカラー)	<ul style="list-style-type: none"> • 工場の製造ラインにおける組み立て、仕分け、検品 • 物流倉庫におけるピッキング、フォークリフト運転、ラベリング、荷積み • 事務所移転における引越し補助、荷造り梱包、解包
	セールスサポート事業(オレンジカラー)	<ul style="list-style-type: none"> • クレジットカード加入促進、携帯電話及び付属品の販売促進業務等の販売、接客 • 各種イベントの企画、集客、運営管理
	ホワイトカラー	<ul style="list-style-type: none"> • オフィスワークにおけるテレマーケティング、一般事務、営業事務、受付
 CR dot I (株)CRドットアイ	IT派遣	<ul style="list-style-type: none"> • ITスキルを持つ人材、システムエンジニアの派遣
   3社共通	シニア派遣	<ul style="list-style-type: none"> • それぞれの事業におけるシニア層人材の派遣

製造請負事業

子会社	事業概要	事業内容
 PROTEX (株)プロテクス	製造請負	<ul style="list-style-type: none"> 取引先メーカーの工場でのペットフード、ペット衛生用品等の製造請負及び付属業務
	工場内製造業務	<ul style="list-style-type: none"> 製造ラインオペレーター等
	工場内物流業務	<ul style="list-style-type: none"> フォークリフト業務等
	SP倉庫 [※] 運営	<ul style="list-style-type: none"> 保管貨物の入出庫管理等
	その他業務	<ul style="list-style-type: none"> 製造に付随する配車、輸送業務、事務業務等

※ ストックポイント倉庫の略。配送のための一時保管を主とする物流の中継地点。

その他事業

 CRS SERVICE (株)CRSサービス	BPO ^{※1} サービス事業 給与計算代行事業 採用代行受託事業	<ul style="list-style-type: none"> 給与計算を中心に事務代行サービス 採用代行受託事業
 INNOVATION NEXT (株)イノベーションネクスト	RPA ^{※2} 事業 システムソリューション事業 IT関連事業	<ul style="list-style-type: none"> RPAの技術を利用したロボットのカスタマイズ・販売 勤怠管理・労務管理システム等のシステム設計・開発及び提供

※1 Business Process Outsourcingの略。コアビジネス以外の業務プロセスをそのまま委託すること。

※2 Robotic Process Automationの略。ロボットによる業務自動化の取り組みのこと。

3. 当社グループの特徴及び強み

1 人材派遣紹介事業

経験者を多数派遣することが可能であり、金融、教育分野等、高度な知識が必要となる業種に対しても派遣を行っております。北海道から沖縄まで、国内の各地に拠点を有し、全国的な人材の提供が可能となっております。又、単なる人の派遣だけではなく、「ユニット型派遣」として、スーパーバイザー（管理者）とオペレーターのセットでご紹介することも可能となっております。

就労後の派遣スタッフに対し、初日に営業担当者がアンケート用紙を使用して聞き取り等を行い、派遣スタッフのフォローをしております。その後、月1回の定期的なヒアリングを実施し、その結果をクライアントに対してフィードバックすることで、就業環境の向上に努めております。

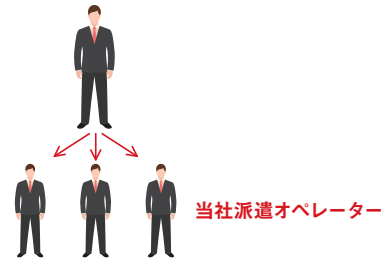
人材派遣紹介事業は、株式会社キャストイングロード、株式会社ジョブズ、株式会社CRドットアイの3社が、個々の強みを活かした業種への人材サービスを提供しております。

■当社グループの拠点・所在地



■ユニット型派遣 **当社スーパーバイザー**

派遣スタッフと共に働きながら
現場管理・情報収集



2 製造請負事業

製造請負事業では、株式会社プロテクスにおいて、主に取引先メーカーからのペットフード、ペット衛生用品等ペット関連製品の製造請負及びその附随業務を行っております。取引先のニーズに幅広く対応することで、取引先との強固なリレーションを構築しております。

3 その他事業

① BPOサービス事業、給与計算代行事業、採用代行受託事業

株式会社CRSサービスにおいて、給与計算を中心に事務代行サービスを行っております。又、同社の札幌事業所に自社コンタクトセンターを構え、人材派遣紹介事業で培ったノウハウを活用した採用代行受託事業も行っております。

② RPA事業、システムソリューション事業、IT関連事業

株式会社イノベーションネクストにおいて、他社が開発したRPAの技術を利用したロボットを、クライアントのニーズに合わせてカスタマイズして販売代理を行っております。又、勤怠管理・労務管理システムを中心としたシステム設計・開発及び提供を行っております。

4. 今後の取り組み

1 派遣スタッフの採用と育成

当社グループは、継続的成長のために、派遣スタッフの採用と育成が重要であると考えております。専門性を持った派遣スタッフを確保するため、即戦力となる中途採用を強化し、当社グループ内において専門性の高い教育・研修体制の強化を図ってまいります。

2 正社員の教育強化

当社グループは、継続的成長のために、将来を担う人材の育成が必要不可欠であると認識しております。

競合他社との差別化を図るため、正社員の教育強化を行ってまいります。

グループ内の既存社員への研修、新人研修実施の他、育成研修プランとして外部の研修を積極的に取り入れております。又、役職者については、プレゼンテーション能力の向上やチーム力を向上することで、顧客企業との良好な関係構築に必要な能力向上及びクライアントへの提案能力の向上により収益力を高めてまいります。

3 収益基盤の拡大

当社グループは、全国主要都市に営業所を展開する方針であり、積極的に事業を展開していくことで、更なる収益基盤の拡大を図ってまいります。

又、人材派遣紹介事業が当社グループの売上の大半を占めておりますが、当該事業に依拠しない体制を構築するため、それ以外の事業も拡大し多様な収益基盤の構築に取り組んでまいります。

4 特定取引先への依存に関するリスク軽減

株式会社プロテクスにつきましては、ほぼ取引先メーカー1社及びその関連会社との取引となっており、請負業務範囲の拡大や国内外を含む受注拠点拡大により取引先メーカーとのリレーションの一層の強化を図る一方、同社との取引を通じて得たナレッジを他社取引に展開し、事業の拡大及び事業リスクの低減を図ってまいります。

5 IT活用の推進

当社グループでは、ITシステムやRPAを活用した新たなサービスを創出し、顧客企業に価値を提供していくと同時に、AIマッチングシステムやRPA活用による社内オペレーションの効率化によって収益性向上を図ってまいります。

今後は更に、これらシステムのクライアントへの提供を推進する他、継続的な機能強化を行い、付加価値向上に努めてまいります。

6 新規事業への参入について

当社グループでは、継続的な事業規模拡大のため、積極的に新規事業へ参入していく方針であります。当社グループは、人材需給が逼迫する状況を背景に、クライアントの業務効率化のためのソリューションを提供するRPA事業へ参入いたしました。今後も、クライアントのRPA活用をより一層促進するためのAI・RPAの導入をサポートできる人材の育成・提供事業等、新たな価値を生むための取り組みを展開してまいります。

5. 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月		第3期	第4期	第5期 第3四半期
		平成28年9月	平成29年9月	平成30年6月期
売上高	(千円)	16,600,452	18,856,091	15,514,544
経常利益	(千円)	151,200	290,568	513,685
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益	(千円)	87,830	200,264	320,457
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	87,830	200,264	320,457
純資産額	(千円)	674,013	874,692	1,195,150
総資産額	(千円)	3,894,299	4,502,021	4,751,966
1株当たり純資産額	(円)	143.41	186.02	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	18.69	42.61	68.18
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	17.3	19.4	25.1
自己資本利益率	(%)	13.9	25.9	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△30,750	103,746	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△22,852	△79,846	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	446,548	300,948	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	1,415,573	1,740,421	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	275 (366)	370 (415)	—

- (注) 1. 当社は第3期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社からの出向者を除く)の合計であり、臨時雇用者数(アルバイト、契約社員を含む)は、年間の平均就労人員を()外数で記載しております。
6. 前連結会計年度(第3期)及び当連結会計年度(第4期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人の監査を受けております。
なお、第5期第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人の四半期レビューを受けております。
7. 平成27年11月10日開催の取締役会決議により、平成27年11月26日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

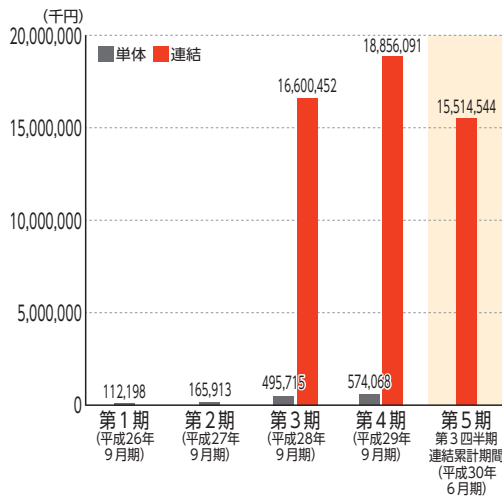
(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月		第1期	第2期	第3期	第4期
		平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
営業収益	(千円)	112,198	165,913	495,715	574,068
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	42,046	91,980	△117,003	41,535
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	26,278	57,827	△75,473	25,674
資本金	(千円)	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数	(株)	700	700	4,700,000	4,700,000
純資産額	(千円)	937,305	995,132	341,490	367,579
総資産額	(千円)	1,010,280	1,043,956	1,299,960	1,751,813
1株当たり純資産額	(円)	1,339,007.49	1,421,618.48	72.66	78.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	37,541.23	82,610.99	△14.96	5.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	92.8	95.3	26.3	21.0
自己資本利益率	(%)	2.8	6.0	—	7.2
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	(—)	(—)	19 (—)	24 (1)

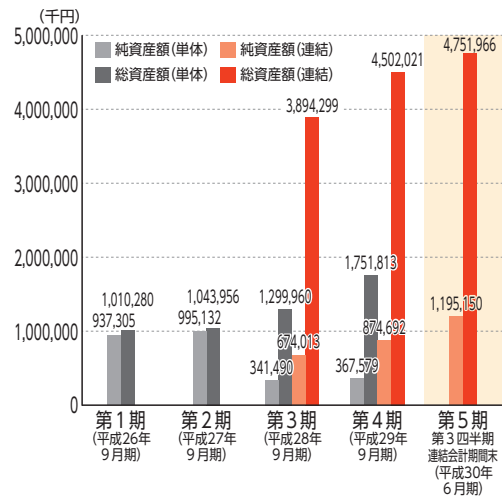
- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、又、第3期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 第3期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員(当社からの出向者を除く)の合計であり、臨時雇用者数(アルバイト、契約社員を含む)は、年間の平均就労人員を()外数で記載しております。
7. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人により監査を受けております。なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第59号)に基づき算出した各数値を記載しており、当該監査を受けておりません。
8. 第3期の当期純損失の主な要因は、新基幹システムの導入に伴い研究開発費を計上したことによるものであります。
9. 当社は、平成27年11月10日開催の取締役会決議により、平成27年11月26日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失を算定しております。
10. 当社は、平成27年11月26日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知[「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について](平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期及び第2期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 株式会社監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月		第1期	第2期	第3期	第4期
		平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
1株当たり純資産額	(円)	133.90	142.16	72.66	78.12
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	3.75	8.26	△14.96	5.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)

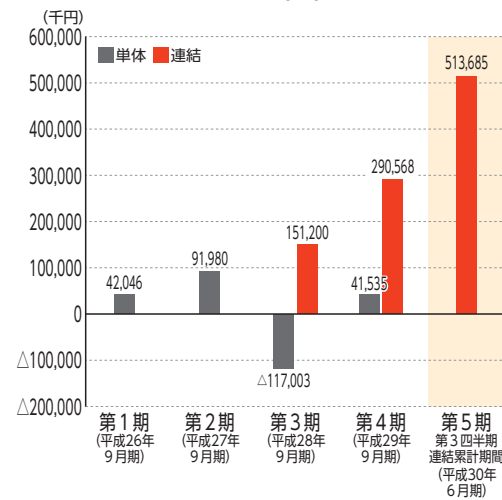
売上高



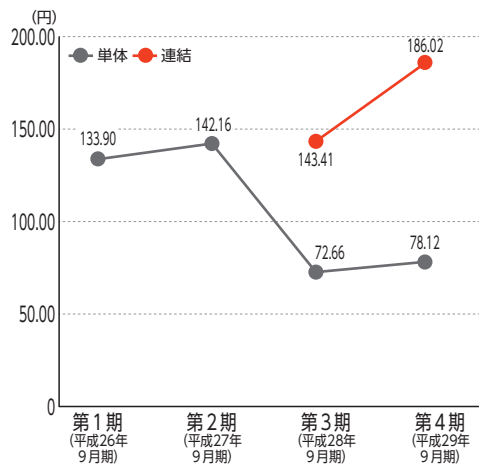
純資産額/総資産額



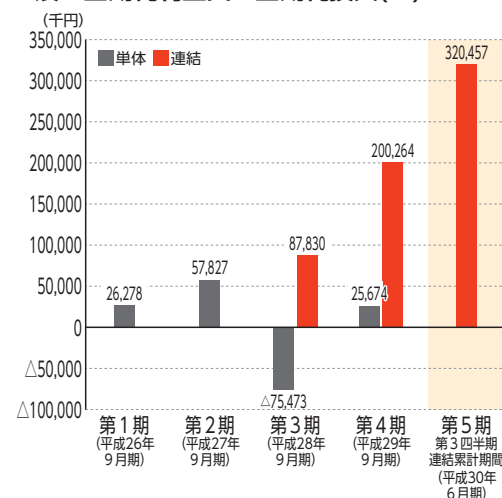
経常利益又は経常損失(△)



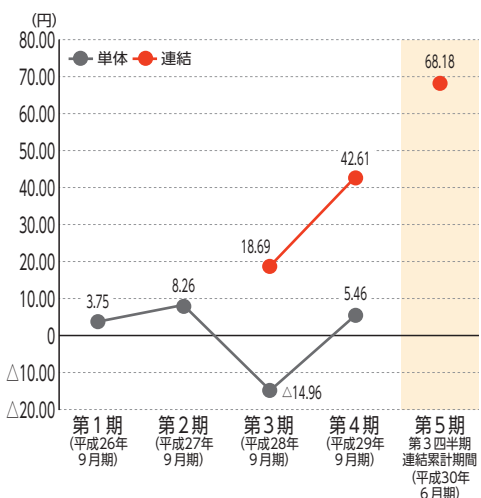
1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益及び当期純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)



(注) 平成27年11月10日開催の取締役会決議により、平成27年11月26日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	20
第2 【事業の状況】	21
1 【業績等の概要】	21
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	24
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	31
6 【研究開発活動】	31
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	31
第3 【設備の状況】	34
1 【設備投資等の概要】	34
2 【主要な設備の状況】	34
3 【設備の新設、除却等の計画】	35

第4	【提出会社の状況】	36
1	【株式等の状況】	36
2	【自己株式の取得等の状況】	47
3	【配当政策】	47
4	【株価の推移】	47
5	【役員の状況】	48
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	51
第5	【経理の状況】	57
1	【連結財務諸表等】	58
2	【財務諸表等】	93
第6	【提出会社の株式事務の概要】	105
第7	【提出会社の参考情報】	106
1	【提出会社の親会社等の情報】	106
2	【その他の参考情報】	106
第四部	【株式公開情報】	107
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	107
第2	【第三者割当等の概況】	110
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	110
2	【取得者の概況】	111
3	【取得者の株式等の移動状況】	114
第3	【株主の状況】	115
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月4日
【会社名】	CRGホールディングス株式会社
【英訳名】	CRG HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古澤 孝
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
【電話番号】	03-3345-2772 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席取締役管理本部長兼CFO 小田 康浩
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
【電話番号】	03-3345-2772 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席取締役管理本部長兼CFO 小田 康浩
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 476,850,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 816,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 206,550,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の 払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時に おける見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	550,000 (注)3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成30年9月4日開催の取締役会決議によっております。

2 当社は、平成30年9月4日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 発行数については、平成30年9月19日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成30年9月4日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【募集の方法】

平成30年10月1日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成30年9月19日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	550,000	476,850,000	280,500,000
計(総発行株式)	550,000	476,850,000	280,500,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,020円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,020円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は561,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位(株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年10月 2 日(火) 至 平成30年10月 5 日(金)	未定 (注) 4	平成30年10月 9 日(火)

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、平成30年9月19日に仮条件を決定する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年10月1日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 平成30年9月19日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成30年10月1日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成30年9月4日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成30年10月1日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成30年10月10日(水)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込みに先立ち、平成30年9月21日から平成30年9月28日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 渋谷明治通支店	東京都渋谷区渋谷一丁目15番21号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	550,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成30年10月9日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	550,000	—

- (注) 1 引受株式数は、平成30年9月19日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
2 上記引受人と発行価格決定日(平成30年10月1日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
561,000,000	7,000,000	554,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,020円)を基礎として算出した見込額であります。平成30年9月19日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額554,000千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限205,827千円については、①業務効率向上のためのシステム開発、②事業拡大を目的とした新規出店に係る内装、造作等及び保証金、③財務体質の改善及び経営基盤安定化を目的とした金融機関からの短期借入金返済、④人員の拡大に伴う本社オフィス増床に伴う追加敷金、⑤優秀な人員の確保を目的とした正社員の中途採用手数料に充当する予定であります。具体的には以下のとおりです。

- ① 業務効率向上のための当社グループ基幹システム「C3」の追加機能開発並びにAIマッチングシステムの開発に係る以下の支出として252,800千円
- ・平成31年9月期：基幹システム「C3」の追加機能開発104,000千円、AIマッチングシステムの開発46,800千円、計150,800千円
 - ・平成32年9月期：基幹システム「C3」の追加機能開発52,000千円、AIマッチングシステムの開発50,000千円、計102,000千円
- ② 事業拡大を目的とした株式会社キャストイングロード及び株式会社ジョブスにおける新規出店に係る内装、造作等及び保証金として165,000千円(平成31年9月期：66,000千円、平成32年9月期：99,000千円)
- ③ 財務体質の改善及び経営基盤安定化を目的とした金融機関からの短期借入金の返済資金として293,267千円(平成31年9月期：293,267千円)
- ④ 人員の拡大に伴う本社オフィス増床に伴う追加敷金として33,760千円(平成31年9月期：33,760千円)
- ⑤ 優秀な人材の確保を目的とした正社員の中途採用手数料として15,000千円(平成31年9月期：7,500千円、平成32年9月期：7,500千円)

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年10月1日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	800,000	816,000,000	東京都港区 井上 弘 750,000株 東京都豊島区 古澤 孝 50,000株
計(総売出株式)	—	800,000	816,000,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所が定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,020円)で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 10月2日(火) 至 平成30年 10月5日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号 三菱UFJセルガン・ スタンレー証券株式会 社 東京都港区六本木一丁 目6番1号 株式会社SBI証券 愛知県名古屋市中村区 名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会 社 大阪府大阪市中央区本 町二丁目6番11号 エース証券株式会 社 東京都港区赤坂一丁目 12番32号 マネックス証券株式 会社 東京都中央区日本橋二 丁目3番10号 水戸証券株式会 社 東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 みずほ証券株式会 社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日(平成30年10月1日)に決定いたします。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成30年10月1日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(平成30年10月10日(水))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

8 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	202,500	206,550,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	202,500	206,550,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年10月10日から平成30年11月2日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,020円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1	自 平成30年 10月2日(火) 至 平成30年 10月5日(金)	100	未定 (注)1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成30年10月1日)において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成30年10月10日(水))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、平成30年10月10日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成30年9月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 202,500株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成30年11月7日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。又、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都渋谷区渋谷一丁目15番21号 株式会社三菱UFJ銀行 渋谷明治通支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

又、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成30年11月2日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

又、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である井上弘、売出人である古澤孝、並びに当社の株主であるレッドロック株式会社、株式会社TRM及び小田康浩、岡野務、大久保裕次、小林啓志、中原宏朗、三並史典、阿久津操、有田竜徳、恒元祐二、長井亮輔、棕野要介、村本義徳、朝生光洋は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目(平成31年4月7日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

又、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期
決算年月	平成28年9月	平成29年9月
売上高 (千円)	16,600,452	18,856,091
経常利益 (千円)	151,200	290,568
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	87,830	200,264
包括利益 (千円)	87,830	200,264
純資産額 (千円)	674,013	874,692
総資産額 (千円)	3,894,299	4,502,021
1株当たり純資産額 (円)	143.41	186.02
1株当たり当期純利益金額 (円)	18.69	42.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	17.3	19.4
自己資本利益率 (%)	13.9	25.9
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△30,750	103,746
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△22,852	△79,846
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	446,548	300,948
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,415,573	1,740,421
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	275 (366)	370 (415)

- (注) 1. 当社は第3期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社からの出向者を除く)の合計であり、臨時雇用者数(アルバイト、契約社員を含む。)は、年間の平均就労人員を()外数で記載しております。
6. 前連結会計年度(第3期)及び当連結会計年度(第4期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
7. 平成27年11月10日開催の取締役会決議により、平成27年11月26日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
営業収益	(千円)	112,198	165,913	495,715	574,068
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	42,046	91,980	△117,003	41,535
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	26,278	57,827	△75,473	25,674
資本金	(千円)	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数	(株)	700	700	4,700,000	4,700,000
純資産額	(千円)	937,305	995,132	341,490	367,579
総資産額	(千円)	1,010,280	1,043,956	1,299,960	1,751,813
1株当たり純資産額	(円)	1,339,007.49	1,421,618.48	72.66	78.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	37,541.23	82,610.99	△14.96	5.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	92.8	95.3	26.3	21.0
自己資本利益率	(%)	2.8	6.0	—	7.2
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	— (—)	— (—)	19 (—)	24 (1)

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、又、第3期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 第3期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員(当社からの出向者を除く)の合計であり、臨時雇用者数(アルバイト、契約社員を含む。)は、年間の平均就労人員を()外数で記載しております。
7. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第59号)に基づき算出した各数値を記載しており、当該監査を受けておりません。
8. 第3期の当期純損失の主な要因は、新基幹システムの導入に伴い研究開発費を計上したことによるものです。
9. 当社は、平成27年11月10日開催の取締役会決議により、平成27年11月26日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失を算定しております。
10. 当社は、平成27年11月26日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期及び第2期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	第1期	第2期	第3期	第4期
	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
1株当たり純資産額 (円)	133.90	142.16	72.66	78.12
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	3.75	8.26	△14.96	5.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

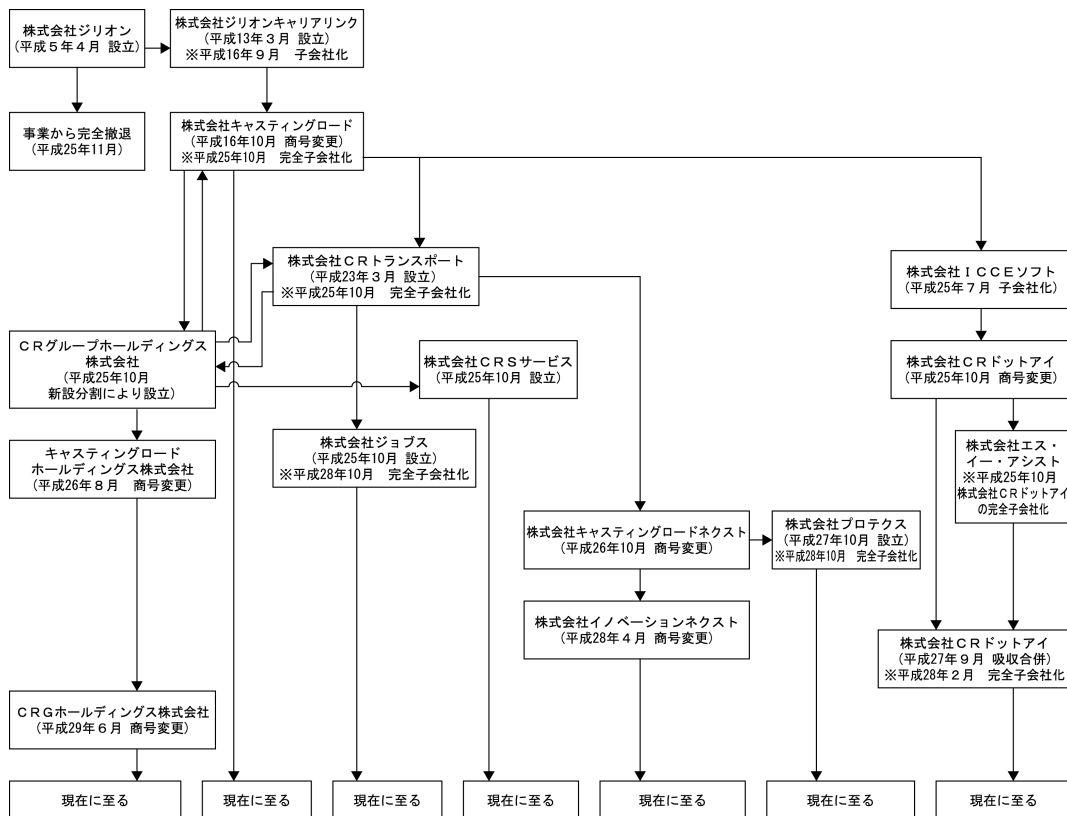
2 【沿革】

当社は、グループ各社の更なる成長と経営の効率化を目的として、平成25年10月1日に新設分割により設立、直後に株式移転により株式会社キャストイングロード、株式会社CRテレコム(注)及び株式会社CRトランスポート(現株式会社イノベーションネクスト)を完全子会社化しました。当社グループの事業の推移等の沿革は以下のとおりであります。

(注) 平成26年9月30日に株式会社CRトランスポート(現 株式会社イノベーションネクスト)との合併により消滅

年月	概要
平成5年4月	茨城県土浦市に株式会社ジリオンを設立、警備保障サービス(警備員の教育・管理、営業・店舗開発、コンプライアンス等、ノウハウの確立、警備業務用管理システムの開発)を主とした事業を開始
平成9年6月	株式会社ジリオンが、ブルーワーカーの人材サービスに特化、ワークス事業開始
平成13年3月	東京都豊島区に株式会社ジリオンキャリアリンク(現連結子会社)を設立
平成16年3月	株式会社シーキャスト(同年12月に株式会社キャストイングロードにより吸収合併)が、コールセンター派遣を開始
平成16年9月	株式会社ジリオンが、第三社割当増資により株式会社ジリオンキャリアリンクの株式の60.0%を取得し子会社化
平成16年10月	株式会社ジリオンキャリアリンクが、商号を株式会社キャストイングロードに変更
平成22年1月	株式会社キャストイングロードが、渋谷区から新宿区へ本店移転
平成22年6月	株式会社キャストイングロードの完全子会社として、株式会社CRテレコムを設立
平成23年3月	株式会社キャストイングロードの完全子会社として、株式会社CRトランスポートを設立
平成25年7月	株式会社キャストイングロードが、一部株式譲受により株式会社ICCEソフト(現連結子会社)を子会社化
平成25年8月	株式会社キャストイングロードが、セールスサポート事業を開始
平成25年10月	株式会社キャストイングロードが、新設分割によりCRグループホールディングス株式会社(当社)を設立
〃	CRグループホールディングス株式会社が、株式移転により株式会社キャストイングロード及び株式会社CRトランスポート(現連結子会社)を完全子会社化
〃	株式会社キャストイングロードの完全子会社として株式会社CRSサービス(現連結子会社)を設立、同日、株式会社キャストイングロードからCRグループホールディングス株式会社に株式会社CRSサービスの全株式を譲渡
〃	株式会社CRトランスポートの完全子会社として、株式会社ジョブス(現連結子会社)を設立
〃	株式会社ICCEソフトが、商号を株式会社CRドットアイに変更
〃	株式会社CRドットアイが、株式会社エス・イー・アシストの全株式を取得し完全子会社化
平成25年11月	株式会社ジリオンが、事業から完全撤退
平成26年1月	株式会社キャストイングロードの完全子会社として、株式会社ラプラスを設立
平成26年8月	CRグループホールディングス株式会社が、商号をキャストイングロードホールディングス株式会社に變更
平成26年9月	株式会社CRテレコムが、労働者派遣事業及びコールセンター事業を株式会社キャストイングロードに事業譲渡
〃	株式会社CRトランスポートが、株式会社CRテレコムを吸収合併
平成26年10月	株式会社CRトランスポートが、商号を株式会社キャストイングロードネクストに変更
平成27年9月	株式会社CRドットアイが、株式会社エス・イー・アシストを吸収合併
平成27年10月	株式会社キャストイングロードネクストの完全子会社として株式会社プロテクス(現連結子会社)を設立、製造請負事業を開始
〃	株式会社キャストイングロードが、介護市場に向けた派遣事業に本格的に進出するため、介護ヘルパー派遣・看護師紹介事業を開始
平成28年2月	株式会社キャストイングロードが、株式会社CRドットアイの全株式を取得し完全子会社化
平成28年4月	株式会社キャストイングロードネクストが、商号を株式会社イノベーションネクストに変更
平成28年10月	キャストイングロードホールディングス株式会社が、株式会社イノベーションネクストから株式を譲受け、株式会社ジョブス及び株式会社プロテクスを完全子会社化
平成28年11月	株式会社キャストイングロードが、株式会社ラプラスを吸収合併
平成29年4月	株式会社キャストイングロードが、シニア層を活用した人材サービスの提案・提供を目的にシニア派遣を開始
平成29年6月	キャストイングロードホールディングス株式会社が、商号をCRGホールディングス株式会社に變更

本書提出日において存在する、当社のグループ会社に係る主な変遷図は次のとおりであります。



(注) 事業子会社6社：株式会社キャストイングロード、株式会社ジョブス、株式会社プロテクス、株式会社CRドットアイ、株式会社CRSサービス、株式会社インベーションネクスト

3 【事業の内容】

当社グループは、「必要とときに」「必要な時間」、「必要な人数」と「必要なスキル」をクライアントに提供する総合人材サービスを行っております。

創業以来、『「人」を大切にする』という考えをすべての意思決定の根底に置いてまいりました。社会は「人」の集合体であり、「人」が生き生きと暮らせる社会こそが、真に豊かな社会であると考えているからです。ここでの「人」とは、私たち当社グループに関わるクライアント、派遣スタッフ、従業員等すべての人を指しております。これらの方々に、最大限誠意を持った対応を行うということを念頭に、社会情勢のめまぐるしい変化や人々の価値観の多様化等により発生する人材に関するあらゆるニーズに積極的に応え、ご満足いただけるサービスを提供しております。

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び子会社6社で構成されており、各社それぞれが特定の業界に特化する形式で事業運営を行うことでサービス品質の向上及び迅速で的確なサービスの提供に取り組んでおります。グループ各社が相互に連携することによって、人材サービスのトータルサポートを行っております。

当社グループは、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、主要な事業内容について記載しております。

(1) 人材派遣紹介事業

人材派遣紹介事業では、「労働者派遣事業」と「有料職業紹介事業」を行っております。

労働者派遣事業は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣スタッフの保護等に関する法律」(以下、本報告書を通じ「労働者派遣法」という。)に基づき厚生労働大臣の許可を受けて行う事業で、お客様からの幅広い人材ニーズに対応すべく、派遣スタッフを募集・登録し、教育研修した上で各企業へ派遣しております。それぞれのグループ会社が個々の強みを活かし、様々な業種に対応した以下のようなサービスを提供しております。

又、少子高齢化による若年層の労働力不足への対応として、シニア層人材の提供を積極的に行っております。

一方、有料職業紹介事業は、「職業安定法」に基づき厚生労働大臣の許可を受けて行う事業で、求人企業と求職者との間での雇用関係の成立を斡旋しております。

① 株式会社キャストイングロード

株式会社キャストイングロードは、当社グループの中核を担う事業会社であり、主にホワイトカラーの人材を登録型派遣として各クライアントに提供しております。

テレマーケティング等を行うコールセンター派遣は、会社設立後間もなく事業運営を開始しており、同社の売上の約9割を占めております。経験者を多数派遣することが可能であり、金融、教育分野等、高度な知識が必要となる業種に対しても派遣を行っております。数多くのコーディネーターが、当社グループが独自開発した基幹システムを利用して迅速なマッチングを実現しております。北海道から沖縄まで、国内の各地に拠点を有し、全国的な人材の提供が可能となっております。又、同社では単なる人の派遣だけではなく、「ユニット型派遣」として、スーパーバイザー(管理者)とオペレーターの設定でご紹介することも可能となっております。「ユニット型派遣」のメリットとしては、以下のようなものが挙げられます。

- ・スーパーバイザーからフォローを受けやすく、派遣スタッフの定着率が高くなる
- ・派遣スタッフと共に働きながら現場管理・情報収集を行うスーパーバイザーが、クライアントである大手アウトソーサーから現就業先の他の案件又は別会社の案件の情報を得やすく、優先的に受注の打診を受けることができる

受付・一般事務や秘書業務等幅広い事務業務に対応するオフィスワーク派遣は、簡単かつスピーディーなWEBオンライン登録により人材を確保することが可能となっております。

介護に従事する有資格者や介護施設の管理部門で勤務する人材を幅広く提供するヘルパー派遣は、介護専門求人サイトを通じ、20~30代の若手からベテランまで幅広い年代の人材を提供しております。又、登録中の派遣スタッフを中心にマッチングを行うため、信頼できる人材の提供が可能となっております。

② 株式会社ジョブス

株式会社ジョブスにおいては、各クライアントのニーズに応じた人材を提供しており、主に、下記のようなワークス事業（ブルーカラー）及びセールスサポート事業（オレンジカラー）並びにホワイトカラーの長期又は短期派遣（登録型派遣）及び請負業務を行っております。豊富な登録キャスト数により、短期から長期、1名から多人数、派遣から請負委託まで幅広い要請に対し柔軟に対応しております。

a ワークス事業（ブルーカラー）

工場の製造ラインにおける組み立て、仕分け、検品
物流倉庫におけるピッキング、フォークリフト運転、ラベリング、荷積み
事務所移転における引越し補助、荷造り梱包、解包

b セールスサポート事業（オレンジカラー）

クレジットカード加入促進、携帯電話及び付属品の販売促進業務等の販売、接客
各種イベントの企画、集客、運営管理

c ホワイトカラー

オフィスワークにおけるテレマーケティング、一般事務、営業事務、受付

③ 株式会社CRドットアイ

20代から60代に至る、幅広い年齢層のITスキルを持つ人材の提供を行うエンジニア派遣事業を、常用型派遣又は登録型派遣として行っております。

(2) 製造請負事業

製造請負事業では、株式会社プロテクスにおいて、主に取引先メーカーからのペットフード、ペット衛生用品等ペット関連製品の製造請負及びその附随業務を行っております。取引先メーカーの工場及び取引先のOEM先である国内5拠点(兵庫県、埼玉県、静岡県、香川県、宮崎県)において、工場内製造請負(製造ラインオペレーター等)、工場内物流業務(フォークリフト業務等)、自社でSP倉庫※運営業務(保管貨物の入出庫管理等)、輸送業務を行っております。

基本的に、取引先メーカーの生産計画に基づいた業務となりますが、外部業者の位置づけでありながら、現場の改善活動等に係る提案も行っております。取引先のニーズに幅広く対応することで、取引先との強固なリレーションを構築しております。

※ストックポイント倉庫の略。配送のための一時保管を主とする物流の中継拠点。

(3) その他事業

その他事業においては、クライアントの事業活動における生産性向上のためのサービスを展開しております。

① BPO※サービス事業、給与計算代行事業、採用代行受託事業

株式会社CRSサービスにおいて、給与計算を中心に事務代行サービスを行っております。又、同社の札幌事業所に自社コンタクトセンターを構え、人材派遣紹介事業で培ったノウハウを活用した採用代行受託事業も行っております。

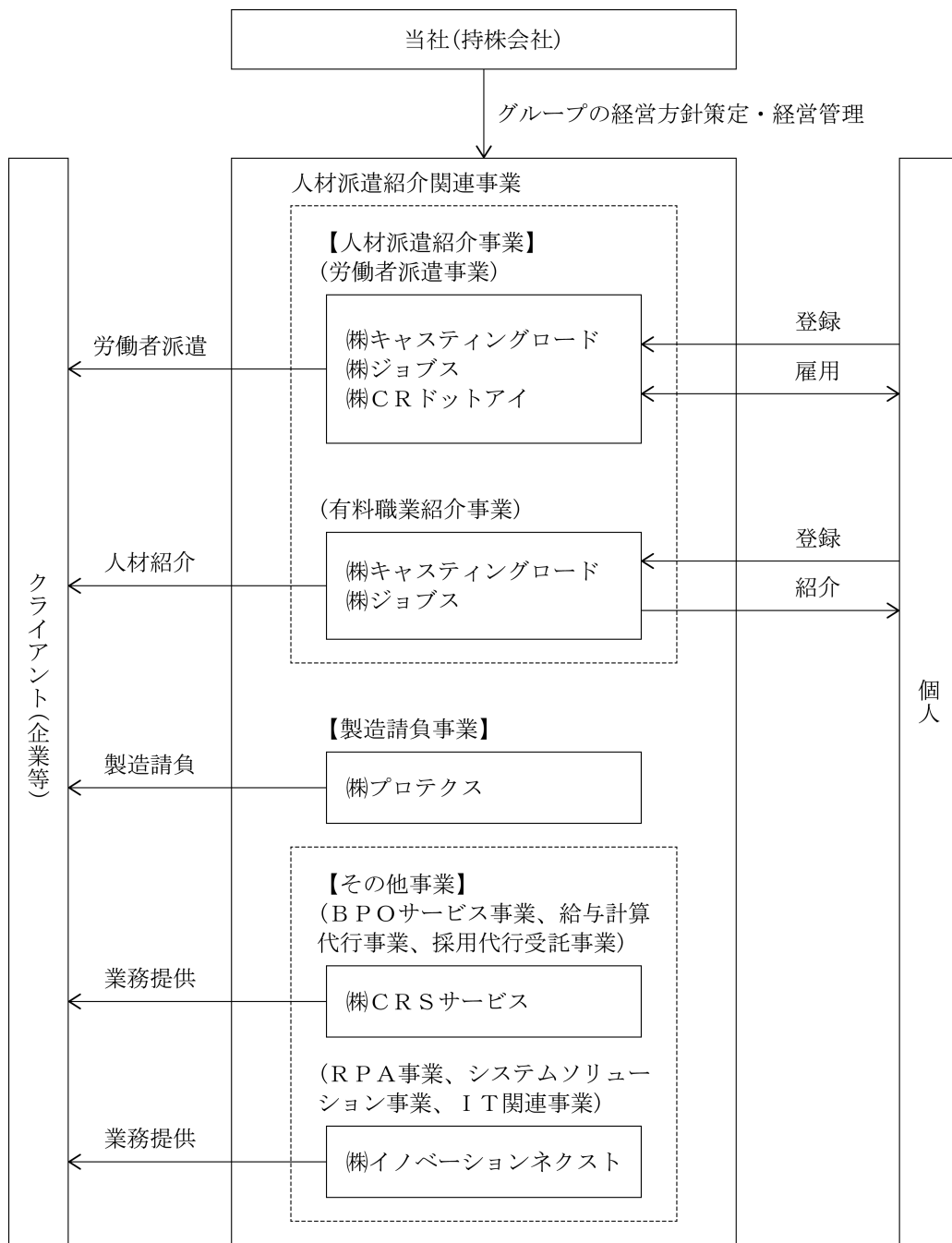
※Business Process Outsourcing(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)の略。
コアビジネス以外の業務プロセスをそのまま委託すること。

② RPA※事業、システムソリューション事業、IT関連事業

株式会社イノベーションネクストにおいて、他社が開発したRPAの技術を利用したロボットを、クライアントのニーズに合わせてカスタマイズして販売代理を行っております。又、勤怠管理・労務管理システムを中心としたシステム設計・開発及び提供を行っております。

※Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)の略。
主にパソコンで作業している定型化された業務を、ロボットにより自動化する取り組みのこと。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社キャスティング ロード (注) 2、5	東京都新宿区	50,000	人材派遣紹 介関連事業	100.0	・当社が経営管理を行 っております。 ・役員の兼任4名 ・当社が資金の貸付を 行っております。
株式会社ジョブス (注) 2、6	東京都新宿区	75,000	人材派遣紹 介関連事業	100.0	・当社が経営管理を行 っております。 ・当社が資金の貸付を 行っております。 ・当社が債務保証（不 動産賃借）をしてお ります。
株式会社プロテクス (注) 2	東京都新宿区	20,000	人材派遣紹 介関連事業	100.0	・当社が経営管理を行 っております。
株式会社CRドットアイ (注) 2	東京都千代田区	20,800	人材派遣紹 介関連事業	100.0 (100.0)	・当社が経営管理を行 っております。 ・役員の兼任1名 ・当社が債務保証（不 動産賃借）をしてお ります。
株式会社CRSサービス (注) 2	東京都新宿区	14,000	人材派遣紹 介関連事業	100.0	・当社が経営管理を行 っております。 ・役員の兼任1名 ・当社が債務保証（不 動産賃借）をしてお ります。
株式会社イノベーション ネクスト (注) 2	東京都新宿区	50,000	人材派遣紹 介関連事業	100.0	・当社が経営管理を行 っております。 ・当社が資金の貸付を 行っております。 ・当社が基幹システム の開発及び保守の委 託を行っております。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
5. 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等 ① 売上高 12,854,447千円
② 経常利益 235,190千円
③ 当期純利益 101,678千円
④ 純資産額 514,510千円
⑤ 総資産額 2,854,350千円
6. 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等 ① 売上高 4,268,236千円
② 経常利益 22,161千円
③ 当期純利益 12,436千円
④ 純資産額 192,727千円
⑤ 総資産額 903,796千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年7月31日現在

	従業員数(人)	
連結会社合計	413	(472)

- (注) 1. 当社は、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、グループ全体での従業員数を記載していません。
2. 従業員数は全連結会社の就業人員（当社グループからの出向者を除く）の合計であり、臨時雇用者数（アルバイト、契約社員を含む。）は、最近1年間の平均就業人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成30年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
28(1)	37	4.7	5,867

- (注) 1. 当社は、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
2. 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除く）の合計であり、臨時雇用者数（アルバイト、契約社員を含む。）は、最近1年間の平均就労人員を（ ）外数で記載しております。
3. 平均勤続年数は、当社への転籍前の当社グループ会社での勤続年数を引き継いで算出しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 従業員数が最近1年間において4名増加したのは、業容拡大及び管理体制の強化のため中途採用を積極的に行ったことによります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第4期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当連結会計年度における我が国経済は、北朝鮮情勢の緊迫化や世界各国で頻発するテロ等、国外を起因とする不安要素を抱えながらも、半導体や自動車部品等の大手製造業を中心に企業収益や雇用・所得情勢の改善傾向が続き、日経平均株価はこの1年間で4千円近く上昇し、平成29年9月末の終値は2万円台を回復しました。

消費マインドも緩やかながら上向きを示し、内閣府の景気ウォッチャー調査によれば、平成29年9月度の家計動向指数は耐久消費財や衣料品等の販売増が寄与、11ヵ月振りに好調の目安となる50を超える等、個人単位でも景気回復が着実に浸透しつつあります。

当社グループが属する人材サービス業界においては、平成29年9月度の総務省公表の完全失業率が2.8%、厚生労働省公表の有効求人倍率が1.52、中でも正社員の有効求人倍率は1.02で集計開始以来最高と、各数値が示すとおり平成以降では空前的な売り手市場が続いております。特に中小企業における人材不足は深刻であり、東京商工リサーチの調査によれば、今年上半年（4～9月）の求人難による倒産は16件と、前年同期の7件から倍増しました。

こうした経営環境の中、当社グループは中核事業会社である株式会社キャストイングロード及び株式会社ジョブスを中心に、稼働人数の拡大に努めてまいりました。更に、少子高齢化による若年層の労働力不足を補うべく、当連結会計年度からシニア層人材の提供を専門に行う事業部を立ち上げ、新たな顧客獲得に寄与しております。

又、前述の人材不足を要因とする派遣スタッフ人件費の高騰への対応として、個別にクライアントとの価格交渉を強化するとともに、新規案件については利益率の高いものから優先して獲得する等、収益性の向上を優先課題として取り組んでまいりました。

当社グループは今後の業容拡大等を見据え、新基幹システムを導入して当連結会計年度から本格運用を開始しました。又、キャリア採用活動を積極的に行い、即戦力となる人員の確保にも努めてまいりました。これらにより、一時的にコストは増加したものの、次期以降の業績向上に寄与するための先行投資と捉えております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は18,856百万円（前年同期比13.6%増）となり、事業部門別内訳は、人材派遣紹介事業が17,288百万円、製造請負事業が1,534百万円、その他事業が33百万円となりました。又、利益面では、営業利益が273百万円（前年同期比97.6%増）、経常利益が290百万円（前年同期比92.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が200百万円（前年同期比128.0%増）となりました。

なお、当社グループは、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第5期第3四半期連結累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、米国の経済政策や地政学的リスクなど海外を要因とする不安定要素を抱えつつも、堅調な企業収益や緩やかな設備投資の増加に加え、所得環境の改善を受け個人消費も上昇傾向にあるなど、景気の回復基調が持続しております。

当社グループが属する人材サービス業界においては、厚生労働省発表の平成30年5月の有効求人倍率が1.60倍と44年4ヵ月ぶりの高水準、総務省発表の完全失業率が2.2%と25年7ヵ月ぶりの低水準と、好調な景況に少子高齢化を起因とする労働人口減少が重なり、人手不足の状況はますます深刻化してきております。クライアントの需要に見合う人員をいかに提供できるかが重要な課題となっております。

こうした環境の中、当社グループは主力サービスである人材派遣紹介事業において、既存クライアントの取引規模拡大に加え、新規クライアントの獲得に注力してまいりました。又、個別交渉の成果として、派遣キャストの人件費高騰を請求単価に転嫁、売上高及び売上総利益率の上昇へつなげることができました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は15,514百万円となり、事業部門別内訳は、人材派遣紹介事業が14,197百万円、製造請負事業が1,288百万円、その他事業が28百万円となりました。又、利益面では、営業利益が512百万円、経常利益が513百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益が320百万円となりました。

なお、当社グループは、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フロー

第4期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の増加、有形固定資産の取得による支出等の要因により一部相殺されたものの、税金等調整前当期純利益が290百万円（前年同期比98.7%増）と増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ324百万円増加し、当連結会計年度末には1,740百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は103百万円（前年同期は30百万円の使用）となりました。これは主に、売上債権の増加150百万円、法人税等の支払額が150百万円あったものの、税金等調整前当期純利益を290百万円計上し、未払金が143百万円増加したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は79百万円（前年同期は22百万円の使用）となりました。これは主に、敷金の回収による収入が21百万円あったものの、有形固定資産の取得による支出が61百万円、無形固定資産の取得による支出が18百万円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は300百万円（前年同期比32.6%減）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が310百万円、社債の償還による支出が35百万円あったものの、短期借入れによる純増額が350百万円、長期借入による収入が300百万円あったこと等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの提供するサービスの性質上、生産体制、販売経路の記載と関連づけ難いため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループの提供するサービスの性質上、受注状況の記載につきましても上記「(1) 生産実績」同様に、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第4期連結会計年度及び第5期第3四半期連結累計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループは人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	第4期連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	前年同期比(%)	第5期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)
人材派遣紹介事業(千円)	17,288,376	114.1	14,197,582
製造請負事業(千円)	1,534,633	149.7	1,288,400
その他事業(千円)	33,081	7.8	28,561
合計(千円)	18,856,091	113.6	15,514,544

(注) 1. 最近2連結会計年度及び第5期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第3期連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		第4期連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		第5期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
りらいあコミュニケーションズ(株)	2,573,997	15.5	3,200,375	17.0	2,258,146	14.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(経営方針)

当社グループでは、「ROAD to the DREAM—共に歩む、その先の未来へ」という基本理念を策定しております。この基本理念には、次のような願いが込められています。

- ・社会に参画する人が増え、それぞれが働くことの幸せを実感すること。
- ・それを実現させるのは、柔軟な働き方ができる社会であること。
- ・社会・仕事・個人のトライアングルが大きく実る未来を創造すること。

グループの従業員、仕事に携わる派遣スタッフ、より良い労働力を求めるクライアントも含めて、共に手を携えて、より大きな組織、より理想とするカタチを作り上げていこうという信念を表現しております。

なお、当社は平成29年6月に商号をキャスティングロードホールディングス株式会社からCRGホールディングス株式会社に変更しました。新商号は、「ステーキホルダーとのコミュニケーションを図り(Communication)、関係性を構築し(Relation)、共に成長をしていく(Growing)」ことを、それぞれの頭文字であるCRGによって表現しており、共に手を携えて、より大きな組織、より理想とするカタチを作り上げていこうという願いが込められています。

(経営環境)

当社グループが属する人材サービス業界においては、我が国の少子高齢化・人口減少という社会構造の変動を受け、人手不足がこれまで以上に深刻な問題となることが予想されていることから、経営基盤の一層の強化を図り、クライアントが必要とするサービスの提供を質・量ともに果たすことが重要であると認識しております。これに対しては、シニア層人材の活用を進める一方で、RPA市場への参入により、人材供給に加え、ロボットによる省人化施策も提供することによって労働市場における需給調整機能の提供を推進してまいります。

更に、外注先を利用したAIによるマッチングシステムの開発、勤怠管理をより一層軽減するシステムの開発等、従来労働集約型産業と言われ続けてきた人材サービス業界に風穴を開ける大きな取り組みも始めております。

今後も、経営資源を効率的に投下し、ビジネスとしての礎の構築を図り、業容の拡大を推進してまいります。

具体的な戦略は、以下のとおりです。

(経営戦略)

(1) 人材派遣紹介事業

中核事業であるコールセンター派遣においては、未だ進出していない空白エリアである政令指定都市等の高ポテンシャル地域への拠点進出等を積極的に推進し、コールセンターのユーザーであるエンド・クライアント企業へのダイレクト・サービス拡大により、顧客開拓を図ってまいります。又、注力分野であるシニア人材活用や介護・看護事業を強化する他、倉庫業務等へのサービス分野の拡大、デリバリーの請負等により、トップラインの拡大を図ってまいります。

基幹システム「C3」の機能向上、外注先を利用したAIによるマッチングシステムの開発、RPAによる事務作業効率化等のIT活用により、サービスレベルを維持・向上したままオペレーションの更なる効率化を図ってまいります。

スーパーバイザーとオペレーターをセットで派遣する「ユニット型派遣」をはじめとして、ノウハウ・管理提供を含む請負型契約への切り替え、クライアントが希望する派遣人数をコミットメントすることで優先的に案件獲得をすること等により、サービスの高付加価値化に取り組んでまいります。又、スタッフのキャリアアップ制度利用を推進することによって介護・看護職の有資格者を増やし付加価値の高い人材提供を図る他、将来的にはAI、RPAの導入をサポートできる人材の育成・供給にも取り組んでまいります。これらの施策により、請求単価の向上を図ってまいります。

案件スクリーニングの強化、優良案件が見込める企業における当社シェアの拡大、人材紹介事業の強化等、高収益案件へこれまで以上に注力することで、一層の収益性向上を図ってまいります。

(2) 製造請負事業

生産性・作業品質・提案力を持続的に向上させることで、高い顧客満足・評価を獲得し、クライアントとの関係を深化させることで業務拡大につなげます。

具体的には、国内既存5拠点における請負業務範囲の拡大に加え、ペットケア以外の事業拡大を企図し、将来的にはクライアントの国内全拠点への展開を目指します。

更に、ベトナム等からの海外人材を国内で受入、経験を積ませることで、同海外人材に技術・ノウハウを吸収させ、将来は同人材を活用し、クライアントの海外拠点での業務受注を目指してまいります。

(3) その他事業

① BPOサービス事業、給与計算代行業業、採用代行受託事業

人材採用に課題を抱えている企業に対し、採用業務全般の代行受託業務、又、勤怠処理に関わるルーティン業務（入力作業等）のアウトソーシングサービス、更には、AIシステムの導入による人材の有効活用の提案等を、クライアントに対し提供してまいります。

② RPA事業、システムソリューション事業、IT関連事業

人事管理、労務管理領域を効率化するための受託開発を主軸とし、具体的にはロボティクスを活用したRPAソリューション、勤怠ソリューション分野に注力してまいります。

RPAソリューションにおいては、人員不足による長時間労働といった課題を抱えるあらゆる業種の企業に対し、ロボティクスを活用した業務の自動化・効率化ソリューションを積極的に提案し、既存クライアントの課題解決策を提供しながら、顧客基盤を拡大してまいります。

(目標とする経営指標)

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、収益力を高めるとともに、経営の効率化を図ってまいります。具体的には、売上高営業利益率を重要な経営指標と位置づけております。

(対処すべき課題)

(1) 当社グループの現状の認識について

経済環境の変化に伴い、企業の雇用形態及び求職者の就業形態が多様化しております。特に国内においては、少子高齢化に伴い、若年層の人口が減少する一方、高齢者や女性の社会進出が進んでおり、人材サービス業界は、様々な働き方を提供・実現していくことが求められていると考えております。

このような中、企業及び求職者の需要に応えるべく、当社グループの役職員、派遣スタッフ等の人材の採用及び教育の充実を図るとともに、収益基盤拡大の取り組みを進めていくことが求められていると認識しております。

(2) 当面の対処すべき課題の内容と取り組み方針

① 派遣スタッフの採用と育成

当社グループは、継続的成長のために、派遣スタッフの採用と育成が重要であると考えております。

人材サービス事業では、セールス系及びメディカル系（介護・看護）の成長性が期待されておりますが、当社グループのシェアはまだ低いため、当該領域に係る派遣スタッフの採用と育成の強化を進めてまいります。

更に専門性を持った派遣スタッフを確保するため、即戦力となる中途採用を強化し、当社グループ内において専門性の高い教育・研修体制の強化を図ってまいります。

又、当社グループの事業方針に合致する企業との業務提携等も積極的に実施し、迅速に顧客ニーズに対応できる体制を構築してまいります。

② 正社員の教育強化

当社グループは、継続的成長のために、将来を担う人材の育成が必要不可欠であると認識しております。

人材サービス事業は参入障壁が高くないため、競合となりうる企業に負けない企業体制を構築いたします。競合他社との差別化を図るため、提案力やチーム力を強化することで顧客ニーズに柔軟に対応できるよう正社員の教育強化を図ってまいります。

更に、グループ内の既存社員への研修、新人研修実施の他、育成研修プランとして外部の研修を積極的に取り入れております。又、役職者については、プレゼンテーション能力の向上やチーム力を向上することで、顧客企業との良好な関係構築に必要な能力及びクライアントへの提案能力の向上により収益力を高めてまいります。

③ 収益基盤の拡大

人材派遣紹介事業におきましては、全国主要都市に営業所を展開する方針ですが、中国地方及び信越地方への展開はまだ実施しておらず、今後の課題となっております。又、中部地方及び関西地方では既存の営業所があるものの、まだ展開の余地があると認識しております。当社グループといたしましては、積極的に事業を展開していくことで、更なる収益基盤の拡大を図ってまいります。

又、人材派遣紹介事業が当社グループの売上の大半を占めておりますが、当該事業に依拠しない体制を構築するため、それ以外の事業も拡大し多様な収益基盤の構築に取り組んでまいります。

④ 特定取引先への依存に関するリスク軽減

株式会社プロテクスにつきましては、ほぼ取引先メーカー1社及びその関連会社との取引となっており、同社グループとの取引縮小等に伴う事業リスクが存在するため、当該リスクの低減が必要であると認識しております。

請負業務範囲の拡大や国内外を含む受注拠点拡大により取引先メーカーとのリレーションの一層の強化を図る一方、同社との取引を通じて得たナレッジを他社取引に展開し、事業の拡大及び事業リスクの低減を図ってまいります。

⑤ IT活用の推進

深刻な人手不足を背景に、当社グループは総合人材サービス会社として、人材だけでなく、生産性向上に向けた省人化施策も提供することが必要となると認識しております。

当社グループでは、ITシステムやRPAを活用した新たなサービスを創出し、顧客企業に価値を提供していくと同時に、AIマッチングシステムやRPA活用による社内オペレーションの効率化によって収益性向上を図ってまいります。

又、人材サービス業界に特化した基幹システムや勤怠管理を自動化するシステムを開発・導入し、業務の効率化に取り組んでおります。当該システムにおいては、スマートフォン上で完結する勤怠報告アプリケーションの導入や、幅広い給与支払い方法に対応する等派遣スタッフの利便性を向上する各種機能を実装し、派遣スタッフの満足度向上を図っております。

今後は更に、これらシステムのクライアントへの提供を推進する他、継続的な機能強化を行い、付加価値向上に努めてまいります。

⑥ 新規事業への参入について

当社グループでは、継続的な事業規模拡大のため、積極的に新規事業へ参入していく方針であります。

当社グループは、人材需給が逼迫する状況を背景に、クライアントの業務効率化のためのソリューションを提供するRPA事業へ参入いたしました。今後も、クライアントのRPA活用をより一層促進するためのAI、RPAの導入をサポートできる人材の育成・提供事業等、新たな価値を生むための取り組みを展開してまいります。

又、必要に応じてM&Aなども活用することにより、市場環境や顧客需要の変化に柔軟かつスピーディーに対応してまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場環境の動向について

当社グループは、首都圏を中心とした全国の主要都市に人材派遣紹介関連事業を展開しております。当社グループの属する人材サービス関連業界は、社会情勢や景気変動等の外部環境に影響を受けます。今後、雇用環境の変動、市場環境が悪化した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 他社との競合について

当社グループの主要事業である人材派遣紹介事業においては、当社グループと同様の事業を営む企業が多数存在しており、これら企業との競合が生じております。当社グループでは、近年の人手不足の影響による派遣スタッフの人件費高騰を受け、クライアントとの交渉により請求単価へ転嫁することで収益性の確保を図り、競争力の維持向上に努めておりますが、同業他社間における価格競争によって取引単価が低迷した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 派遣スタッフの確保について

当社グループは、クライアントの要求に対応するため、派遣スタッフの安定的な確保が重要課題の一つであると考えております。常時インターネット等で募集するだけでなく、プロモーション活動の強化により当社の認知度を向上させ、安定的な確保に努めております。特に、看護師、介護福祉士等のスキルの高い人材の確保に注力しております。

就労後の派遣スタッフに対し、初日に営業担当者がアンケート用紙を使用して聞き取り等を行い、派遣スタッフのフォローをしております。その後、月1回の定期的なヒアリングを実施し、その結果をクライアントに対してフィードバックすることで、就業環境の向上に努めております。

しかしながら、今後の雇用情勢や労働需要の変化により当社の意図したとおりに人材の確保が進まなかった場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 派遣料金について

当社グループの人材派遣紹介事業においては、クライアントとの個別交渉により決定した派遣料金を請求して売上高を計上しており、売上原価として、市場環境やスキルに応じて派遣スタッフに支払う給与及び法定福利費等を計上しております。当社グループは適正粗利率の維持に努めており、派遣給与支払水準の上昇や社会保険料負担増の際には請求料金についても値上げするべく、クライアントとの料金交渉に随時取り組んでおります。

しかしながら、支払給与と請求料金の値上げ又は値下げが必ずしも連動しない可能性があることから、このような案件が急激に増加したり、連動しない期間が長期化した場合、収益性が低下し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) コールセンターへの依存について

当社グループの中核会社である株式会社キャストイングロードにおいては、コールセンター派遣売上高が大半を占めております。又、株式会社ジョブスにおいても、コールセンター向けの派遣を行っております。これらコールセンター派遣売上高の連結売上高に占める割合は6割を超えております。当社グループでは、介護・看護等のメディカル分野への派遣強化や、RPA分野の拡充を中心に、他分野への事業展開を強化することでリスクの低減を図ってまいりますが、コールセンター業界の需要が大幅に縮小した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制等について

当社グループが行う人材派遣紹介関連事業に適用される「労働基準法」、「労働者派遣法」、「職業安定法」等は、市場環境等に合わせて、適宜法改正等が今後も行われていくと予想されます。その際、法改正に起因する売上高の減少や費用の増加が、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 許認可について

当社グループの主要事業である労働者派遣事業は、「労働者派遣法」に基づき、厚生労働大臣の許可を受け行っております。又、当社グループは、「職業安定法」に基づき、厚生労働大臣の許可を受け有料職業紹介事業を行っております。それぞれの許認可の有効期限と取消事由は以下のとおりです。

① 労働者派遣事業

a 有効期限

- (a) 株式会社キャストイングロード 平成31年10月31日
- (b) 株式会社ジョブス 平成33年12月31日
- (c) 株式会社CRドットアイ 平成32年2月29日

b 取消事由

- (a) 「労働者派遣法」又は「職業安定法」に違反したとき
- (b) 許可条件に違反したとき
- (c) 関係派遣先への派遣割合が100分の80以下ではない場合又は関係派遣先割合報告書の提出をしない場合で、指導又は助言を受け、更に必要な措置をとるべきことの指示を受けたにもかかわらず、なお違反したとき

② 有料職業紹介事業

a 有効期限

- (a) 株式会社キャストイングロード 平成31年1月31日
- (b) 株式会社ジョブス 平成33年12月31日
- (c) 株式会社CRドットアイ 平成32年2月29日
- (d) 株式会社CRSサービス 平成33年1月31日

b 取消事由

- (a) 「職業安定法」もしくは「労働者派遣法」の規定又はこれらの規定に基づく命令もしくは処分に違反したとき
- (b) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の事由を不当に拘束する手段で職業紹介を行った者又はこれらに従事した者
- (c) 虚偽の広告をし、又は虚偽の条件を呈示して職業紹介を行った者又はこれに従事した者

現時点において、当社グループでは許可の取消等の事由に該当する事実はないと認識しておりますが、許可要件に違反した場合等には、許可の取消、事業停止命令又は事業改善命令を受けることがあります。企業のコンプライアンス及びリスク対策に十分努めてまいります。当社グループの売上高の大部分が当該事業で構成されており、今後何らかの理由により許可の取消等があった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 社会保険料の負担増について

当社グループでは、社会保険の加入対象となる派遣スタッフが多数登録しており、社会保険の加入を徹底しております。今後、制度の改正による社会保険料の会社負担率上昇や、加入対象者の増加等による社会保険料の負担増となった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 労災事故による影響について

当社グループの派遣スタッフが派遣先で業務上、又は通勤途上において負傷・疾病・障害・死亡となった場合には、「労働基準法」及び「労働者災害補償保険法」上、使用者である当社グループに災害補償義務が課せられます。当社グループでは、派遣スタッフからの定期的なヒアリングにより、派遣先の就業環境におけるリスクの未然把握に努めておりますが、万が一当該事象が発生した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 請負業務について

当社グループにおいては、請負契約に基づく業務提供を行っており、業務完了に関しクライアントに対して責任を負っております。このため、業務提供に先立ち、クライアントとの間で請負業務の範囲及び内容について確認を行っております。しかしながら、請負業務の遂行にあたって業務の進捗及び完了に関する認識の相違が発生した場合、クライアントからの代金回収が困難又は不能となる場合がある他、賠償金の請求、提訴その他の責任追及がされた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定の取引先への依存

株式会社プロテクスにおいては、取引先が特定のメーカー 1 社及びその関連会社のみとなっております。当社グループとしては、当該取引先とは良好な関係を構築しており、今後も継続的な取引を見込んでおります。又、将来的に当該取引先以外への展開を推進することにより依存度の低下を図ってまいります。万が一何らかの理由により当該取引先との取引が継続されない場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 個人情報等の情報管理について

当社グループの売上高の大半を人材派遣紹介事業が占めており、派遣スタッフ、職業紹介希望者等の個人情報を多数保有しております。マッチングの最適化のため、クライアントに関する情報や、派遣スタッフの職歴・スキル等を含めた個人情報を IT システム上にデータベース化して管理しております。当該個人情報の管理につきましては、権限を有する者以外の閲覧をシステム上で制限しております。又、個人情報等の機密情報の漏えいを防止するため、「情報管理規程」を定めるとともに、全役職員を対象に個人情報管理に係る研修を年 1 回定期的に行う他、各会議体で周知徹底を図っております。さらに、情報処理の知識に精通した社外取締役を招聘し、適宜指導を受けながら、情報漏えいを未然に防ぐ体制を整備しております。

しかしながら、万が一何らかの理由により、クライアント及び派遣スタッフの情報の滅失・漏洩等があった場合には、損害賠償請求や社会的信用の失墜によって、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 大規模な自然災害及びシステム障害について

当社グループは、大規模な地震や風水害等の自然災害の発生により、事業所移転を余儀なくされる可能性があります。又、当社グループだけでなくクライアントが人的・物的被害を受けた場合には、クライアント及び派遣スタッフの安否確認等の多大な対応が必要になり、業務負荷がかかることが予想されるため、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、定期的なバックアップ等によりリスクの低減に努めておりますが、特に当社グループで使用している基幹システム等の障害や停止による派遣スタッフ情報の滅失等があった場合、復旧にかかる費用が発生するとともにクライアントに損失を与える可能性があります。

(14) 訴訟について

現時点で、当社グループに対して損害賠償を請求され、又は訴訟を提起されている事実はありません。当社グループは法令違反を防止するための内部管理体制を構築し、取引先・従業員その他の第三者との関係において、訴訟リスクを低減するように努めております。しかしながら、当社グループの派遣スタッフによる派遣先等でのトラブルが発生した場合や、取引先等との関係に何らかの問題が生じた場合には、これらに起因して損害賠償を請求され、又は訴訟を提起されるリスクがあります。かかる損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの社会的信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 財務制限条項について

当社グループは、安定的な資金運用を図るため、金融機関から資金調達を行っておりますが、一部の金融機関との取引について、借入契約に財務制限条項が付されたものがあります。万が一、これらの条件に抵触した場合には、借入金利の上昇や期限の利益の喪失等、当社の経営成績及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

(16) 特定の人物への依存リスク

当社の代表取締役会長である井上弘は、当社の創業者であり、経営方針・経営戦略の策定において重要な役割を果たしております。また、当社の代表取締役社長である古澤孝は、経営戦略の策定や実行において重要な役割を担っております。

こうした状況を踏まえ当社グループでは、特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図り、各人に過度に依存しない経営体制の構築に努めておりますが、何らかの理由により各人が当社の業務を継続することが困難となった場合は、当社グループの事業運営及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(17) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値を継続的に高めていくためには、業務執行の適正性及び健全性の確保が重要であると考えております。そのためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう、内部統制システムの適切な構築及び運用を実施してまいります。事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が発生した場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 人材の確保と育成について

当社グループは持続的な事業の成長を実現させるために継続した人材の確保が必要であると考えております。そのため教育研修体制を整備することで、人材の育成を図るよう努めております。又、非正規社員から正社員への転換や女性管理職の積極登用等、多様な取り組みを推進しております。しかしながら、採用環境の変化等により人材の確保・育成が計画どおりに行えない場合、又は優秀な人材が流失した場合には、長期的視点から事業展開、経営成績及び成長見通しに影響を及ぼす可能性があります。

(19) 出店政策及び賃貸借契約について

当社グループは、今後も積極的な店舗展開を推進していく方針であります。しかしながら、当社グループの店舗展開に関し、物件の確保が計画どおりに進まない等の理由により、新たな店舗開設又は立地改善ができない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。又、当社グループが展開する店舗は賃借物件であることから、何らかの理由により契約が更新できない場合、又は契約更新時等に賃料が上昇した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 新規事業の参入とM&Aについて

当社グループでは、今後も引き続き積極的に新規事業への参入やM&Aを有効に活用していく方針であります。

M&A実施にあたっては、対象となる企業の財務内容や事業内容のデューデリジェンスを厳密に実施することにより、事前のリスク把握に努めてまいります。

しかしながら、想定を超える事象の発生、法令や諸規制の変更によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 株式価値の希薄化について

当社は、当社グループの役員員に対し、業績向上への意欲や士気を更に高めることを目的として新株予約権を付与しております。本書提出日の前月末日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は619,500株であり、発行済株式総数4,700,000株の13.2%に相当しております。加えて、今後においても優秀な人材確保のための新株予約権を発行する可能性があります。現在付与されている、又は今後付与する新株予約権の行使により、発行済株式数が増加し、当社の1株当たりの株式価値に希薄化が生じる可能性があります。

(22) 資金使途に関するリスク

今回計画している公募増資による調達資金の使途につきまして、現時点では、①業務効率向上のためのシステム開発、②事業拡大を目的とした新規出店に係る内装、造作等及び保証金、③財務体質の改善及び経営基盤安定化を目的とした金融機関からの短期借入金返済、④人員の拡大に伴う本社オフィス増床に伴う追加敷金、⑤優秀な人員の確保を目的とした正社員の中途採用手数料に充当することを計画しております。しかしながら、当該計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定どおりの投資効果を得られない可能性もあります。

(23) 配当について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は、現在成長過程にあり、財務基盤の強化を目的として内部留保の充実を優先することが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第4期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当社グループの研究開発活動は、事業の専門性を高め、又は新しいサービスの開発を行い競争力を強化するという方針に基づいて行われております。当連結会計年度は、人材とITの融合の推進、特に労務管理の基幹システムの開発・運用による生産性の高いビジネスモデルの構築のため、株式会社イノベーションネクストにおいて、外販用勤怠システム開発に係る研究開発費を33,242千円計上しております。主な内容といたしましては、専用のアプリケーションからの勤怠情報を収集し、その翌日までに承認済み勤怠情報をデータ化し、CSVファイルにて給与計算ソフト等に連携させる、等の機能開発のための研究開発を行いました。

第5期第3四半期連結累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性のため、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりです。

(2) 財政状態の分析

第4期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は4,091百万円となり、前連結会計年度末に比べ512百万円増加いたしました。これは主に現金及び預金が324百万円、受取手形及び売掛金が150百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産は410百万円となり、前連結会計年度末に比べ95百万円増加いたしました。これは主に有形固定資産が51百万円、繰延税金資産が47百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、4,502百万円となり、前連結会計年度末に比べ607百万円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は2,789百万円となり、前連結会計年度末に比べ485百万円増加いたしました。これは主に短期借入金が350百万円、未払金が146百万円増加したこと等によるものであります。

固定負債は837百万円となり、前連結会計年度末に比べ78百万円減少いたしました。これは主に社債が35百万円、長期借入金が41百万円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は874百万円となり、前連結会計年度末に比べ200百万円増加いたしました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が200百万円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は19.4%(前連結会計年度末は17.3%)となりました。

第5期第3四半期連結累計期間(自平成29年10月1日至平成30年6月30日)

(資産)

当第3四半期連結結果計会計期間末における流動資産は4,320百万円となり、前連結会計年度末に比べ229百万円増加いたしました。これは主に現金及び預金が135百万円、受取手形及び売掛金が127百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産は431百万円となり、前連結会計年度に比べ20百万円増加いたしました。これは主に無形固定資産が36百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は4,751百万円となり、前連結会計年度に比べ249百万円増加いたしました。

(負債)

当第3四半期連結結果計期間末における流動負債は2,918百万円となり、前連結会計年度末に比べ129百万円増加いたしました。これは主に未払費用が117百万円、未払法人税等が53百万円増加したものの、1年内返済予定の長期借入金が106百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債は637百万円となり、前連結会計年度に比べ199百万円減少いたしました。これは主に社債及び長期借入金が199百万円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結結果計期間末における純資産は1,195百万円となり、前連結会計年度末に比べ320百万円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が320百万円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第4期連結会計年度(自平成28年10月1日至平成29年9月30日)

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ2,255百万円増加し、18,856百万円(前年同期比13.6%増)となりました。これは主に、人材サービス業を取り巻く環境、特に昨今の少子高齢化と景気拡大を要因とする恒常的な人手不足の下、クライアントが要求する人材の量・質いずれのニーズにも柔軟に対応したことを主因に、株式会社ジョブス(対前年同期比1,469百万円増、52.5%)を始め順調に業容が拡大した結果によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度に比べ2,001百万円増加し、15,433百万円(前年同期比14.9%増)となりました。これは主に、人手不足を背景に派遣スタッフの件費高騰という厳しい環境にあったことによるものです。又、利益面では、クライアントとの交渉により件費上昇分の転嫁を図るとともに、利益率の高い案件の優先獲得により収益性が維持された結果、売上総利益は、3,422百万円(前年同期比8.0%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ118百万円増加し、3,148百万円(前年同期比3.9%増)となりました。これは主に、業容拡大により人件費が増加したものの、広告宣伝費を効率的な使用によりほぼ横ばいに抑えるとともに、新基幹システムの本稼働開始により研究開発費が減少したこと等によるものであります。この結果、営業利益は、273百万円(前年同期比97.6%増)となりました。

(経常利益)

当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ139百万円増加し、290百万円(前年同期比92.2%増)となりました。これは主に、営業利益が増加したことによるものであります。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の当期純利益は、前連結会計年度に比べ112百万円増加し、200百万円(前年同期比128.0%増)となりました。これは主に、経常利益が増加したことによるものであります。

第5期第3四半期連結累計期間(自平成29年10月1日至平成30年6月30日)

(売上高)

当第3四半期連結累計期間の売上高は15,514百万円となりました。これは主に、昨年度に続き中核事業会社である株式会社キャストイングロード及び株式会社ジョブスにおいて順調に業容を拡大した結果によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期連結累計期間の売上原価は12,437百万円となりました。これは主に、前期から引き続き派遣スタッフの件数高騰という厳しい環境にあったことによるものです。又、利益面では、顧客との請求単価引き上げ交渉及び粗利益率を意識した新規顧客開拓活動等を行った結果、当第3四半期連結累計期間の売上総利益は3,076百万円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、2,564百万円となりました。これは主に、広告宣伝費やその他の経費を抑制したこと等によるものであります。この結果、当第3四半期連結累計期間の営業利益は512百万円となりました。

(経常利益)

当第3四半期連結累計期間の経常利益は513百万円となりました。

(親会社株主に帰属する四半期純利益)

当第3四半期連結累計期間における親会社株主に帰属する四半期純利益は、法人税等を計上した結果320百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。今後収益を拡大するためには、既存の事業の更なる拡大、新規事業の展開が必要であると認識しております。

そのためには、優秀な人材の確保や教育の強化、組織体制の整備を引き続き行い、これらの課題に対して最善の事業戦略を立案するよう、努めてまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第4期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は79百万円（有形固定資産 61百万円・無形固定資産 18百万円）であります。その内容は、業容拡大・人員増を起因とする拠点の移転や新規造作等に伴う建物附属設備、工具、器具及び備品の他、システム関連投資によるものであり、主なものは、株式会社プロテクス埼玉営業所の倉庫新設39百万円、株式会社ジョブズ本社の移転に伴う造作等5百万円、当社の人事給与管理システム5百万円であります。

なお、当社グループは、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第5期第3四半期連結累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日）

当第3四半期連結累計期間において実施した設備投資の総額は50百万円（有形固定資産9百万円・無形固定資産41百万円）であります。その内容は、業容拡大・人員増を起因とする拠点の移転に伴う建物附属設備、工具、器具及び備品の他、自社利用の基幹システム関連投資によるものであり、主なものは当社の基幹システム「C3」の追加機能開発31百万円、株式会社CRSサービスのAIマッチングシステムの開発3百万円であります。

なお、当社グループは、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	商標権	その他	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所設備等	7,127	2,953	12,259	972	5,490	28,803	25(1)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 「帳簿価額」欄の「その他」の内容は、ソフトウェア仮勘定であります。
 3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 4. 当社は、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 5. 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除く）の合計であり、臨時雇用者数（アルバイト、契約社員を含む。）は、年間の平均就労人員を（ ）外数で記載しております。
 6. 上記の他、主要な賃借物件は以下のとおりであります。

事業所名（所在地）	設備の内容	年間賃借料（千円）
本社（東京都新宿区）	事務所	20,237

(2) 国内子会社

平成29年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
㈱キャストイングロード	本社他(東京都新宿区)	事務所設備等	34,124	8,708	9,228	165	52,226	188 (43)
㈱ジョブズ	本社他(東京都新宿区)	事務所設備等	11,232	2,492	1,820	—	15,544	72 (73)
㈱プロテクス	本社他(東京都新宿区)	事務所設備等	44,635	1,784	3,198	5,683	55,301	21 (286)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 「帳簿価額」欄の「その他」の内容は、リース資産等であります。
 3. 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除く）の合計であり、臨時雇用者数（アルバイト、契約社員を含む。）は、年間の平均就労人員を（ ）外数で記載しております。
 4. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 5. 当社グループは、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

6. 上記の他、主要な賃借物件は以下のとおりであります。

会社名	事業所名（所在地）	設備の内容	年間賃借料（千円）
株式会社キャストイングロード	本社（東京都新宿区）	事務所	29,522
株式会社プロテクス	営業所（静岡県焼津市）	倉庫	38,606
株式会社プロテクス	営業所（兵庫県伊丹市）	倉庫	25,200
株式会社プロテクス	営業所（埼玉県児玉郡）	倉庫	16,800

なお、第5期第3四半期連結累計期間において、主要な設備に関しては新設、休止、大規模改修、除却、売却等による著しい変動はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成30年7月31日現在

会社名	事業所名 （所在地）	設備の 内容	投資予定額		資金 調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 （千円）	既支払額 （千円）				
提出会社	本社 （東京都新宿区）	基幹 システム	104,000	—	増資 資金	平成30年 10月	平成31年 9月	（注1）
提出会社	本社 （東京都新宿区）	基幹 システム	52,000	—	増資 資金	平成31年 10月	平成32年 9月	（注1）
提出会社	本社 （東京都新宿区）	敷金	33,760	—	増資 資金	平成30年 10月	平成31年 9月	（注1）
株式会社 キャストイング ロード	新事業所 （新潟県、他 計3拠点）	設備、 保証金	33,000	—	増資 資金	平成30年 10月	平成31年 9月	（注1）
株式会社 キャストイング ロード	新事業所 （東京都、他 計5拠点）	設備、 保証金	55,000	—	増資 資金	平成31年 10月	平成32年 9月	（注1）
株式会社 ジョブス	新事業所 （京都府、他 計3拠点）	設備、 保証金	33,000	—	増資 資金	平成30年 10月	平成31年 9月	（注1）
株式会社 ジョブス	新事業所 （福岡県、他 計4拠点）	設備、 保証金	44,000	—	増資 資金	平成31年 10月	平成32年 9月	（注1）
株式会社 CRSサービス	東京都新宿区	AIマッ チングシ ステム	50,000	3,200	自己 資金 及び 増資 資金	平成30年 5月	平成31年 9月	（注1）
株式会社 CRSサービス	東京都新宿区	AIマッ チングシ ステム	50,000	—	増資 資金	平成31年 10月	平成32年 9月	（注1）

（注）1. 完成後の増加能力については計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 当社グループは、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,700,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。
計	4,700,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成28年3月15日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	240,750	204,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1. 2	240,750	204,500
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3	290	同左
新株予約権の行使期間	自平成30年4月1日 至平成38年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 290 資本組入額 145	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償分割を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

又、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

又、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日から2年を経過するまで、その権利を行使できない。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に(注)2. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
(注)4. に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得事由
 - a. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - b. 新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第2回新株予約権(平成29年4月24日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,750	1,750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	175,000	175,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	315	同左
新株予約権の行使期間	自 平成31年12月1日 至 平成36年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 316 資本組入額 158	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

又、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他それらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

又、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合又は当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。
 - (2) 本新株予約権者は、平成30年9月期から平成32年9月期までのいずれかの期の監査済みの当社連結損益計算書における営業利益が、600百万円以上となった場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
 - (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (6) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)1. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。

第3回新株予約権(平成29年4月24日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年8月31日)
新株予約権の数(個)	2,400	2,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	240,000	240,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	315	同左
新株予約権の行使期間	自 平成31年12月1日 至 平成36年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 316 資本組入額 158	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

又、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他それらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

又、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使することとする。
 - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合又は当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。
 - (3) 本新株予約権者は、平成30年9月期から平成32年9月期までのいずれかの期の監査済みの当社連結損益計算書における営業利益が、600百万円以上となった場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
 - (4) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (5) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)1. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年10月1日 (注) 1	700	700	50,000	50,000	—	—
平成27年11月26日 (注) 2	△230	470	—	50,000	—	—
平成27年11月26日 (注) 3	4,699,530	4,700,000	—	50,000	—	—

(注) 1. 発行済株式総数及び資本金の増加は、平成25年10月1日に新設分割により当社が設立されたことによるものであります。

2. 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

3. 株式分割(1:10,000)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	15	17	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	17,000	—	—	30,000	47,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	36.2	—	—	63.8	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,700,000	47,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,700,000	—	—
総株主の議決権	—	47,000	—

② 【自己株式等】

平成30年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(第1回新株予約権)

決議年月日	平成28年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社常勤監査役 1 当社従業員 8 当社子会社取締役 4 当社子会社従業員 84
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日の前月末日現在の付与対象者は、27名の退職等に伴う権利の喪失により72名であり、新株発行予定数は51,750株失効し、204,500株であります。

又、当社はストックオプション制度に準じた制度として、以下の新株予約権を発行しております。

(第2回新株予約権)

当社は、平成29年4月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年5月8日付で第2回新株予約権(平成29年4月24日臨時株主総会決議)を当社代表取締役社長である古澤孝に対して有償にて発行しております。当該新株予約権は、複合金融商品であるためストックオプション制度には該当しないものの、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的としており、ストックオプション制度に準ずるものであります。

決議年月日	平成29年4月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第3回新株予約権)

当社の代表取締役会長である井上弘は、現在及び将来の当社及びその子会社・関連会社(以下「当社等」という。)の取締役(委託者とその親族を除く。)、監査役及び従業員(以下「役職員」という。)に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、平成29年4月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年5月8日付で税理士持田秀之を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第3回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は、本信託(第3回新株予約権)に基づき、持田秀之に対して、第3回新株予約権(平成29年4月24日臨時株主総会決議)を発行しております。当該新株予約権は、複合金融商品であるためストックオプション制度には該当しないものの、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的としており、ストックオプション制度に準ずるものであります。

本信託(第3回新株予約権)の内容は次のとおりであります。

名称	単独運用・特定金外信託(新株予約権活用型インセンティブプラン)
委託者	井上 弘
受託者	持田 秀之
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益者確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
信託契約日 (信託期間開始日)	平成29年5月8日
信託期間満了日	平成33年11月末日の正午、東京証券取引所市場第一部又は第二部に上場した日から90日が経過した日の正午、又は受託者が本新株予約権を保有しなくなったときのいずれか早いときをもって信託期間満了日となります。
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第3回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で第3回新株予約権2,400個となっております。
受益者適格要件	<p>本信託契約の定めに従い、信託期間満了日時点の当社等の役職員のうち受益者として指定された者を受益者とし、本新株予約権の分配数量を確定します。</p> <p>なお、分配のための具体的な基準は、信託契約日である平成29年5月8日付で定められた新株予約権交付ガイドラインに規定されております。新株予約権交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社等の役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は新株予約権交付ガイドラインに従って当社等の役職員の業績を評価し、評価委員会の決定により、本新株予約権の分配を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 毎年11月と東京証券取引所市場第一部又は第二部に株式上場した後60日経過時点で行われる貢献度評価の結果に応じて、ガイドラインに定める一定の条件を満たす者に対し、ボーナスパッケージを配分します。 2. 交付基準時におけるボーナスパッケージの合計に応じた新株予約権の数を原則とし、新株予約権の数量を決定します。

第3回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	平成29年4月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問税理士 持田 秀之 1 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本新株予約権は、当社顧問税理士 持田秀之を受託者とする信託に割当てられ、当社による受益者の指定時に、当該受益者に交付されます。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針といたしましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。又、内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率—%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	—	井上 弘	昭和31年8月14日生	昭和55年4月 積水ハウス株式会社 入社 昭和61年6月 有限会社サードライブ設立 代表 取締役就任 平成5年4月 株式会社ジリオン(現 レッドロ ック株式会社)設立 代表取締役 就任(現任) 平成8年6月 サイバーシステム有限会社設立 代表取締役就任 " 株式会社シーキャスト設立 代表 取締役就任 平成13年3月 株式会社ジリオンキャリアリンク (現 株式会社キャストイングロ ード)設立 代表取締役就任(現 任) 平成22年6月 株式会社CRテレコム(現 株式 会社イノベーションネクスト)設 立 代表取締役就任 平成23年3月 株式会社CRトランスポート(現 株式会社イノベーションネク スト)設立 代表取締役会長就任 平成24年8月 株式会社SORANOTE設立 代表取締役就任 平成25年10月 当社設立 代表取締役会長就任 (現任) 平成26年9月 株式会社イーエヌビー設立 代表 取締役就任	(注)3	2,289,300
代表取締役 社長	—	古澤 孝	昭和48年1月13日生	平成3年4月 富士通株式会社 入社 平成6年3月 有限会社ネスト 入社 平成7年4月 株式会社ジリオン(現 レッドロ ック株式会社) 入社 平成9年9月 株式会社ジリオン 取締役就任 平成13年3月 株式会社ジリオンキャリアリンク (現 株式会社キャストイングロ ード)取締役就任 平成22年6月 株式会社CRテレコム(現 株式 会社イノベーションネクスト)設 立 代表取締役就任 平成25年10月 当社 取締役就任 " 株式会社キャストイングロード 代表取締役就任(現任) 平成26年10月 株式会社キャストイングロードネ クスト(現 株式会社イノベーシ ョンネクスト) 代表取締役就任 平成28年6月 株式会社TRM設立 代表取締役 就任(現任) 平成28年10月 当社 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	650,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
上席取締役	管理本部長 兼CFO	小田 康浩	昭和46年4月10日生	平成7年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行 平成15年1月 株式会社静岡銀行 入行 平成18年11月 株式会社毎日 入社 平成19年11月 株式会社MACG 入社 平成20年3月 株式会社キャスティングロード 入社 平成20年5月 新光証券株式会社(現 みずほ証 券株式会社) 入社 平成24年7月 株式会社キャスティングロード 入社 平成25年10月 株式会社CRSサービス 代表取 締役就任 " 株式会社CRドットアイ 取締役 就任 平成27年10月 当社 取締役管理本部長兼CFO 就任 平成27年12月 株式会社キャスティングロード 取締役就任(現任) 平成28年10月 当社 上席取締役管理本部長兼C FO就任(現任)	(注) 3	15,000
取締役	—	半田 純也	昭和40年3月24日生	昭和62年4月 日本NCR株式会社 入社 平成12年1月 サイベース株式会社 入社 平成13年6月 KVH株式会社(現 Coltテ クノロジーサービス株式会社) 入社 平成16年6月 株式会社アイ・エム・ジェイ 入 社 平成19年5月 株式会社ぐるなび 入社 平成20年3月 株式会社ぐるなび 執行役員就任 平成25年6月 株式会社メンバーズ 入社 執行役員就任 平成28年12月 当社 社外取締役就任(現任)	(注) 1、3	—
常勤監査役	—	岡野 務	昭和46年10月3日生	平成6年4月 株式会社山新 入社 平成8年2月 株式会社ジリオン(現 レッドロ ック株式会社) 入社 平成21年11月 株式会社キャスティングロード 入社 平成27年4月 当社 常勤監査役就任(現任) 平成27年12月 株式会社キャスティングロード 監査役就任(現任)	(注) 4	10,000
常勤監査役	—	島 正彦	昭和35年1月22日生	昭和58年4月 朝日生命保険相互会社 入社 平成14年4月 株式会社オリックス信託銀行(現 オリックス銀行株式会社) 入行 平成17年2月 株式会社東京スター銀行 入行 平成22年4月 経済産業省 入省 平成30年1月 当社 常勤社外監査役就任(現 任)	(注) 2、4	—
監査役	—	阿久津 操	昭和33年1月15日生	昭和55年4月 株式会社日本リクルートセンター (現 株式会社リクルートホール ディングス) 入社 平成7年7月 株式会社エイブル 入社 平成9年8月 株式会社プラザクリエイト 入社 平成11年7月 株式会社バックスグループ 入社 平成14年3月 株式会社アバマンショップネット ワーク 入社 平成16年3月 株式会社ココブリーズ設立 代表 取締役就任(現任) 平成18年2月 株式会社博展 監査役就任 平成21年3月 株式会社リブセンス 監査役就任 平成26年6月 弁護士ドットコム株式会社 監査 役就任(現任) 平成27年5月 B A S E株式会社 監査役就任 (現任) 平成27年12月 当社 社外監査役就任(現任) 平成30年6月 A I n s i d e株式会社 監 査役就任(現任)	(注) 2、4	2,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	長井 亮輔	昭和56年3月29日生	平成15年4月 中央青山監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成19年12月 アビームコンサルティング株式会社 入社 平成21年3月 アビームM&Aコンサルティング株式会社(現 PwCアドバイザリー合同会社)に転籍 平成24年5月 株式会社Standby C J a p a n設立 代表取締役(現任) 平成25年7月 新日本有限責任監査法人 入所 平成27年4月 株式会社E-FAS設立 代表取締役(現任) " 株式会社エニウェア設立 代表取締役(現任) 平成27年12月 当社 社外監査役就任(現任)	(注) 2、4	2,500
計						2,969,300

- (注) 1. 取締役 半田純也は、社外取締役であります。
2. 監査役 島正彦、阿久津操及び長井亮輔は、社外監査役であります。
3. 平成30年5月29日開催の臨時株主総会終結の時から、平成30年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成30年5月29日開催の臨時株主総会終結の時から、平成33年9月期に係る定時株主総会の終結の時まであります。
5. 当社では、迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、執行役員制度を導入しております。
なお、執行役員は2名であり、氏名及び職名は次のとおりであります。

氏名	職名
三並 史典	事業戦略本部長
酒井 大	管理本部副本部長兼総務人事部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

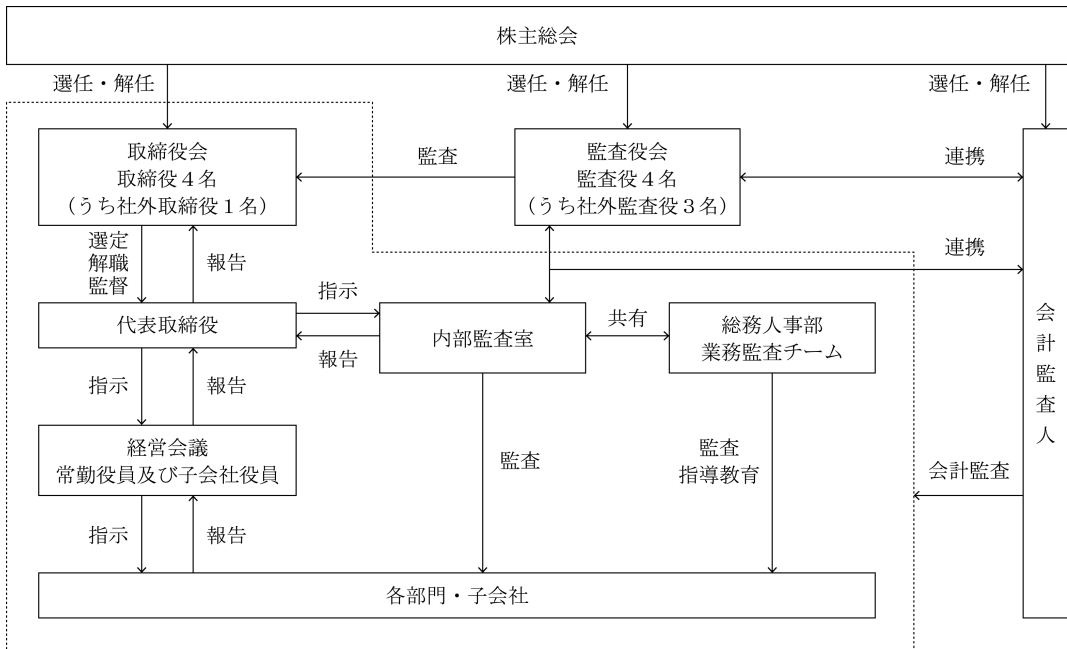
当社グループは、私たちに関わるすべての人〔クライアント・派遣スタッフ・従業員〕を大切にし、人を大切にする世界・誰もが生き生きと働ける社会の実現を目指しており、これを私たちのミッションとして、持続的な顧客の成長と当社グループの成長を実現すべく事業を運営しております。この事業運営に関して、経営の健全性及び透明性を確保し、的確な意思決定・業務執行・監督が機能する経営体制を構築し、企業価値の最大化を目指すことを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

又、コーポレート・ガバナンスの体制を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを、経営上の重要な課題の一つに位置付けており、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監査及び監視を可能とする経営体制を構築しコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めてまいります。

当社は、支配株主との間で取引を行わない方針ですが、今後取引を検討するような事情が生じた場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

② コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制図は次のとおりであります。



(a) コーポレート・ガバナンス体制の概要及び同体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、意思決定における牽制と監視が実質的に機能するよう、会議体における決裁を重視した体制を採用しております。監査については監査役、監査法人の他、内部監査担当者が各種監査を行っております。又、当社は法定機関の他に、意思決定の迅速な対応を補完する機能として、経営会議を設置しております。当社における業務執行上の重要な意思決定の多くは、取締役会及び経営会議に集約されております。

取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行う他、取締役から業務執行状況の報告を適宜受け、取締役の業務執行を監督しております。

監査役会は、監査役4名（うち社外監査約3名）で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行っております。

経営会議は、当社の常勤取締役、常勤監査役、執行役員、本部長、副本部長、室長・部長及び当社子会社の取締役その他当社の代表取締役社長が必要と認めた者で構成され、原則毎月1回定期的に開催し、取締役会で決議された基本方針に基づき、グループの全般的な業務執行方針及び計画を協議する他、重要な業務の実施に関する事項について、迅速かつ機動的な意思決定を行うとともに、業務執行状況の確認を行っております。

当社は取締役の意思決定及び業務執行が合理的に行われ、監査役監査が十分に機能し、更に社外監査役の選任により一層の監督効果が得られていると認識しているため、現状の体制を採用しております。

(b) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

a. 当社グループ各社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社グループ各社の役職員が法令及び定款を遵守し、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践を図るため、「コンプライアンス規程」を定める。
- ロ. 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部門とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ハ. 法令・定款の違反行為を予防・早期発見するため、当社グループの事業に従事する者からの内部通報制度を設ける。
- ニ. 当社グループの役職員に対して、コンプライアンスに係る継続的な教育・研修を行う。
- ホ. 「反社会的勢力対応規程」及び関連マニュアルを定め、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

b. 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 「文書管理規程」を定め、同規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書等は経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。
- ロ. 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

c. 当社グループ各社における損失の危険管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループの業務の遂行を阻害する各種のリスクについては、それぞれの主管部門及び「リスク管理規程」を定めて対応するとともに、必要に応じてリスク対策本部を設置して審議する。
- ロ. 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。
- ハ. リスクの管理に係る体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための継続的な教育・研修を実施する。

d. 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入する。
- ロ. 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。経営会議は原則として月1回開催する。
- ハ. グループ中期経営計画を策定し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- ニ. 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部門を置いて整備を進め、グループ全社レベルでの最適化を図る。

- e. 監査役及びその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等
 - イ. 監査役からその職務を補助すべき使用人を配置することを求められた場合は、監査役と協議して配置することとする。
 - ロ. 監査役職務を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は監査役と協議して行う。

- f. 当社グループ各社の役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 監査役の要請に応じて、役職員は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告する。
 - ロ. 当社グループ各社の役職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに当社グループの定める担当部門に報告する。当該担当部門は、報告を受けた事項について速やかに当社の監査役に報告する。
 - ハ. 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- g. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会の他、経営会議その他の重要な会議に出席できる。又、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
 - ロ. 監査役職務の執行について生ずる費用及び債務については、原則、当社が負担するものとし、監査役職務の執行に必要なことを当社が証明した場合を除き、当社は請求に従って支払いを行う。

③ 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

(a) 内部監査の状況

内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査担当者1名が各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき内部監査を実施し、必要に応じ監査結果を取締役及び監査役に報告しております。代表取締役社長は、被監査部門に対して、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について書面により報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しております。なお、当社はより一層のコンプライアンス遵守体制の強化を図ることを目的とし、総務人事部内に業務監査チームを設置しております。この業務監査チームは、許認可事業にかかる業法に特化して内部監査室と連携して監査を実施しております。

(b) 監査役会及び監査役監査の状況

当社は、監査役会制度を採用し、監査役会は、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）及び非常勤監査役2名（社外監査役）で構成されております。監査役には、経営者としての豊富な経験と幅広い見識がある者、公認会計士、一般株主と利益が相反するような事情のない者を選任しております。

監査役は、監査役会で定められた監査方針、監査計画に基づき、原則として月1回開催される取締役会への出席や、業務、財産の状況等の調査を通じ取締役の職務執行の監査を行っております。又、監査役は経営会議その他の重要な会議に出席して意見を述べるとともに、重要な稟議書等の決裁書類及び関係資料の閲覧等を行い、監査を実施しております。監査役会については月1回開催し、相互に適宜連絡・連携することにより、組織運営において顕在化しにくい様々なリスク等に関して、業務執行から独立した監査を行っております。

(c) 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けており、それに基づき報酬を支払っております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、同監査法人及びその業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 轟 芳英

指定有限責任社員 業務執行社員 坂井 知倫

当社に係る継続監査年数が7年を超えないため、当該継続年数の記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他 8名

(d) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査担当者は、監査役と定期的に会合をもち、監査計画をはじめ、監査結果や進捗状況を報告し、意見及び情報の交換を行う他、内部通報制度の運用状況を報告する等、相互連携を図っております。

監査役及び内部監査担当者は、会計監査人から四半期ごとに監査結果の報告を受ける他、適時に会計監査人と会合をもち、意見及び情報の交換を行う等、相互に連携を図っております。

又、内部監査担当者は、これらの監査により指摘を受けた事項について検討し、必要な対応を図っております。

④ 社外取締役及び社外監査役と当社の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役は1名であります。

社外取締役 半田純也は、当社グループが中期的経営目標として掲げる「人材とITの融合」の実現を目指す中、企業経営に対する幅広い経験や見識を当社の経営に反映していただく目的で選任しております。社外取締役と当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外監査役は3名であります。

常勤社外監査役 島正彦は長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断し、常勤社外監査役として選任しております。

社外監査役 阿久津操は、上場企業の監査役経験者であり、上場企業のガバナンスの在り方を踏まえた監査を行っていただくことを目的として選任しております。又、社外監査役 長井亮輔は公認会計士の資格を有しており、会社財務等の専門的な知見等を活かして公正な監査を行っていただけるものと期待し、選任しております。社外監査役 阿久津操及び長井亮輔は、当社普通株式を保有しておりますが、いずれの者との間にも人的関係及び取引関係はありません。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任に当たっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案しております。社外取締役、社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、これらの中から上場時における独立役員として指定し、届け出る予定であります。

⑤ 取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限度が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑦ 役員の報酬等

- (a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
 当社の取締役及び監査役に対する報酬等の額は次のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	144,000	144,000	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	12,000	12,000	—	—	—	1
社外取締役	3,960	3,960	—	—	—	1
社外監査役	6,900	6,900	—	—	—	2
合計	166,860	166,860	—	—	—	7

- (b) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

- (c) 使用人兼役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

- (d) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は平成30年5月29日開催の臨時株主総会決議において年額300,000千円以内、監査役の報酬限度額は平成27年12月25日開催の定時株主総会決議において年額50,000千円以内とそれぞれ決議をされています。

当社は、役員の報酬について、前述の株主総会決議の総額の範囲内において決定いたします。

又、前述の報酬限度額とは別に、取締役を対象とした新株予約権の付与を行うことがあります。目的は取締役に對し長期的貢献を促すためであります。

取締役の報酬につきましては、当社の業績に加え、本人の成果、業績に対する貢献度合い、今後担うべき役割等を総合的に勘案して決定いたします。なお、決定方法につきましては、金銭報酬については取締役会の委任を受け、前述の方針に基づき代表取締役が決定し、新株予約権の付与については株主総会で決定し、取締役会にて詳細を決議いたします。

監査報酬につきましては、監査役会の協議により決定いたします。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑪ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策の機動的な確保と株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。また、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑫ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,000	3,570	18,300	—
連結子会社	—	—	—	—
計	15,000	3,570	18,300	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場準備に関するアドバイザー業務であります。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の規模や監査日数、監査内容等を勘案して決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)及び当連結会計年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)及び当事業年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年10月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できるよう体制を整備するため、財務・会計の専門書の購読を行っている他、各種セミナー等へ参加をし、会計分野の資格取得を推進しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,415,573	1,740,421
受取手形及び売掛金	2,052,706	2,203,021
繰延税金資産	61,400	46,609
その他	87,381	107,034
貸倒引当金	△38,162	△5,941
流動資産合計	3,578,899	4,091,145
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	68,065	127,125
減価償却累計額	△21,946	△27,992
建物及び構築物 (純額)	46,119	99,132
工具、器具及び備品	42,788	47,399
減価償却累計額	△22,593	△30,418
工具、器具及び備品 (純額)	20,194	16,981
その他	6,276	8,958
減価償却累計額	△2,331	△3,080
その他 (純額)	3,944	5,877
有形固定資産合計	70,258	121,991
無形固定資産		
のれん	1,320	330
ソフトウェア	24,128	28,917
その他	1,081	6,462
無形固定資産合計	26,530	35,710
投資その他の資産		
敷金	139,051	125,763
繰延税金資産	72,775	120,089
その他	24,274	11,798
貸倒引当金	△17,489	△4,477
投資その他の資産合計	218,611	253,174
固定資産合計	315,399	410,875
資産合計	3,894,299	4,502,021

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,222	49,106
短期借入金	※ 200,000	※ 550,000
1年内返済予定の長期借入金	304,215	335,072
1年内償還予定の社債	35,000	35,000
未払法人税等	76,738	64,050
未払消費税等	505,173	444,871
未払金	171,293	318,184
未払費用	864,804	886,184
賞与引当金	64,066	66,283
その他	40,833	40,721
流動負債合計	2,304,347	2,789,473
固定負債		
社債	110,000	75,000
長期借入金	796,172	※ 754,340
その他	9,767	8,514
固定負債合計	915,939	837,854
負債合計	3,220,286	3,627,328
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	279,217	279,217
利益剰余金	344,795	545,060
株主資本合計	674,013	874,277
新株予約権	—	415
純資産合計	674,013	874,692
負債純資産合計	3,894,299	4,502,021

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成30年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,876,200
受取手形及び売掛金	2,330,648
その他	119,528
貸倒引当金	△5,603
流動資産合計	4,320,774
固定資産	
有形固定資産	116,942
無形固定資産	71,890
投資その他の資産	
その他	245,915
貸倒引当金	△3,557
投資その他の資産合計	242,358
固定資産合計	431,192
資産合計	4,751,966
負債の部	
流動負債	
買掛金	37,835
短期借入金	550,000
1年内返済予定の長期借入金	228,864
1年内償還予定の社債	35,000
未払法人税等	117,066
未払費用	1,003,273
賞与引当金	55,579
その他	891,266
流動負債合計	2,918,885
固定負債	
社債	43,500
長期借入金	586,092
その他	8,337
固定負債合計	637,929
負債合計	3,556,815
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
資本剰余金	279,217
利益剰余金	865,518
株主資本合計	1,194,735
新株予約権	415
純資産合計	1,195,150
負債純資産合計	4,751,966

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	16,600,452	18,856,091
売上原価	13,431,942	15,433,692
売上総利益	3,168,509	3,422,399
販売費及び一般管理費	※1,※2 3,029,980	※1,※2 3,148,681
営業利益	138,529	273,717
営業外収益		
受取利息及び配当金	102	10
消費税差額金	18,488	23,696
助成金収入	5,100	8,206
その他	6,313	2,773
営業外収益合計	30,003	34,685
営業外費用		
支払利息	14,844	12,521
事務所移転費用	—	3,847
その他	2,487	1,466
営業外費用合計	17,332	17,834
経常利益	151,200	290,568
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,052	—
特別利益合計	1,052	—
特別損失		
固定資産売却損	※4 1,395	—
固定資産除却損	※5 4,771	※5 357
特別損失合計	6,166	357
税金等調整前当期純利益	146,086	290,210
法人税、住民税及び事業税	151,331	122,469
法人税等調整額	△93,075	△32,523
法人税等合計	58,255	89,946
当期純利益	87,830	200,264
親会社株主に帰属する当期純利益	87,830	200,264

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
当期純利益	87,830	200,264
包括利益	87,830	200,264
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	87,830	200,264
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年6月30日)
売上高	15,514,544
売上原価	12,437,610
売上総利益	3,076,934
販売費及び一般管理費	2,564,863
営業利益	512,070
営業外収益	
助成金収入	12,700
その他	2,767
営業外収益合計	15,468
営業外費用	
支払利息	12,148
その他	1,704
営業外費用合計	13,853
経常利益	513,685
特別損失	
固定資産除却損	576
特別損失合計	576
税金等調整前四半期純利益	513,109
法人税、住民税及び事業税	177,865
法人税等調整額	14,785
法人税等合計	192,651
四半期純利益	320,457
親会社株主に帰属する四半期純利益	320,457

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)
四半期純利益	320,457
四半期包括利益	320,457
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	320,457
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	50,000	861,026	256,965	△578,168	589,822	—	589,822
当期変動額							
自己株式の消却		△578,168		578,168	—		—
子会社株式の追加取得		△3,640			△3,640		△3,640
親会社株主に帰属する当期純利益			87,830		87,830		87,830
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	△581,808	87,830	578,168	84,190	—	84,190
当期末残高	50,000	279,217	344,795	—	674,013	—	674,013

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	50,000	279,217	344,795	—	674,013	—	674,013
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益			200,264		200,264		200,264
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						415	415
当期変動額合計	—	—	200,264	—	200,264	415	200,679
当期末残高	50,000	279,217	545,060	—	874,277	415	874,692

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	146,086	290,210
減価償却費	28,342	24,774
助成金収入	△5,100	△8,206
事務所移転費用	—	3,847
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	8,717	△45,232
賞与引当金の増減額 (△は減少)	23,734	2,216
固定資産売却益	△1,052	—
固定資産売却損	1,395	—
固定資産除却損	4,771	357
受取利息及び受取配当金	△102	△10
支払利息	14,844	12,521
売上債権の増減額 (△は増加)	△386,664	△150,314
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,122	6,883
未払金の増減額 (△は減少)	47,486	143,462
未払費用の増減額 (△は減少)	238,569	21,380
未払消費税等の増減額 (△は減少)	77,042	△60,302
その他	△31,150	16,756
小計	175,043	258,344
利息及び配当金の受取額	102	10
利息の支払額	△14,816	△12,463
助成金の受取額	5,100	8,206
法人税等の支払額	△196,180	△150,352
営業活動によるキャッシュ・フロー	△30,750	103,746
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期性預金の払戻による収入	44,011	—
有形固定資産の取得による支出	△31,676	△61,081
有形固定資産の売却による収入	14,310	—
無形固定資産の取得による支出	△6,950	△18,720
敷金の差入による支出	△57,109	△20,342
敷金の回収による収入	12,804	21,384
その他	1,757	△1,085
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,852	△79,846
財務活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△3,640	—
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	350,000
長期借入れによる収入	1,230,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△720,626	△310,975
社債の償還による支出	△35,000	△35,000
新株予約権の発行による収入	—	415
その他	△24,184	△3,491
財務活動によるキャッシュ・フロー	446,548	300,948
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	392,945	324,848
現金及び現金同等物の期首残高	1,022,627	1,415,573
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,415,573	※ 1,740,421

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社キャスティングロード

株式会社ジョブス

株式会社プロテクス

株式会社CRドットアイ

株式会社CRSサービス

株式会社イノベーションネクスト ※

株式会社ラプラス

※ 平成28年4月1日付で、商号を株式会社キャスティングロードネクストから変更しました。

(2) 非連結子会社

該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～17年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(2) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社キャスティングロード

株式会社ジョブス

株式会社プロテクス

株式会社CRドットアイ

株式会社CRSサービス

株式会社イノベーションネクスト

※ 前連結会計年度において当社の連結子会社でありました株式会社ラプラスは、平成28年11月に同じく当社の連結子会社である株式会社キャスティングロードを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

CRGホールディングス株式会社 新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している関連会社及び非連結子会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社CRGホールディングス株式会社 新株予約権信託は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～17年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(2) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用しております。

なお、これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26条 平成28年3月28日)

1. 概要

(1) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取り扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取り扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(2) 分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取り扱いの見直し

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取り扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取り扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取り扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取り扱い

2. 適用予定日

平成29年9月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	750,000千円	1,250,000千円
借入実行残高	200,000	750,000
差引額	550,000	500,000

なお、上記の契約については、以下のとおり財務制限条項が付されております。

これらの条項のうち(1)又は(2)のいずれか1項目以上に抵触した場合、当社は借入先の請求により期限の利益を失い、直ちにその借入金全額を返済する義務を負っております。

又、(3)に抵触した場合、当社は上記の契約に基づく新規貸付の実行を受けられなくなります。

- (1) 平成28年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年9月決算期の年度決算期の末日における連結の純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における連結の純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- (2) 平成28年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の連結損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。
- (3) 平成28年3月を初回とする3月、6月、9月及び12月の各月末日における当社グループ各社の金融機関からの借入の合計額が、収支ズレ(以下の計算式により算出される収支ズレを意味する。)と現預金を単純合算した金額の合計額を上回らないこと。

$$\text{収支ズレ} = \text{売掛金} + \text{棚卸資産} - \text{買掛金}$$

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
給料手当	977,008千円	1,098,472千円
広告宣伝費	483,744	483,898
貸倒引当金繰入額	9,332	△34,220
賞与引当金繰入額	60,196	62,287

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
	124,825千円	33,242千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
リース資産	1,052千円	一千円

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
リース資産	1,395千円	一千円

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
建物及び構築物	4,069千円	357千円
工具、器具及び備品	701	—
計	4,771	357

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	700	4,699,530	230	4,700,000

(注) 1. 当社は、平成27年11月26日付で、普通株式1株につき10,000株の株式分割を行ったため、発行済株式数が増加しております。普通株式の発行済株式総数の増加4,699,530株は、株式分割によるものであります。

2. 普通株式の発行済株式数の減少230株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	230	—	230	—

(注) 普通株式の自己株式の減少230株は、自己株式の消却による減少であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成28年ストック・ オプションとしての 新株予約権 (注)	—	—	—	—	—	

(注) 権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,700,000	—	—	4,700,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	平成28年ストック・オプションとしての新株予約権(注)2	—	—	—	—	—	
	第2回新株予約権(注)1.2	普通株式	—	175,000	—	175,000	
	第3回新株予約権(注)1.2	普通株式	—	240,000	—	240,000	
合計		—	—	415,000	—	415,000	

(注) 1. 第2回新株予約権及び第3回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	1,415,573千円	1,740,421千円
現金及び現金同等物	1,415,573千円	1,740,421千円

(リース取引関係)

前連結会計年度(平成28年9月30日)

重要性が乏しいため省略しております。

当連結会計年度(平成29年9月30日)

重要性が乏しいため省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、当社及び子会社が事業活動を行っていく上で必要な運転資金及び設備投資資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、又、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払い期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、債権管理規程及び与信管理規程に従い、各グループ会社における営業担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、長期借入金を主体とした借入れを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2. 参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,415,573	1,415,573	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 ※1	2,052,706 △38,162		
	2,014,544	2,014,544	—
資産計	3,430,117	3,430,117	—
(1) 買掛金	42,222	42,222	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 未払法人税等	76,738	76,738	—
(4) 未払消費税等	505,173	505,173	—
(5) 未払金	171,293	171,293	—
(6) 未払費用	864,804	864,804	—
(7) 社債 ※2	145,000	147,124	2,124
(8) 長期借入金 ※3	1,100,387	1,103,548	3,161
負債計	3,105,619	3,110,905	5,286

※1 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

2 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

3 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 未払金、(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 (平成28年 9月30日)
敷金 ※	139,051

※敷金については、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,415,573	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,052,706	—	—	—
合計	3,468,279	—	—	—

(注) 4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
社債	35,000	35,000	37,000	22,000	16,000	—
長期借入金	304,215	314,792	192,801	184,644	82,224	21,711
合計	539,215	349,792	229,801	206,644	98,224	21,711

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、当社及び子会社が事業活動を行っていく上で必要な運転資金及び設備投資資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、又、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2カ月以内の支払い期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門における営業担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、長期借入金を主体とした借入れを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2. 参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,740,421	1,740,421	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 ※1	2,203,021 △5,941		
	2,197,079	2,197,079	—
資産計	3,937,501	3,937,501	—
(1) 買掛金	49,106	49,106	—
(2) 短期借入金	550,000	550,000	—
(3) 未払法人税等	64,050	64,050	—
(4) 未払消費税等	444,871	444,871	—
(5) 未払金	318,184	318,184	—
(6) 未払費用	886,184	886,184	—
(7) 社債 ※2	110,000	110,896	896
(8) 長期借入金 ※3	1,089,412	1,090,033	621
負債計	3,511,808	3,513,326	1,517

※1 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

2 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

3 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 未払金、(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
敷金 ※	125,763

※敷金については、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,740,421	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,203,021	—	—	—
合計	3,943,443	—	—	—

(注) 4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	550,000	—	—	—	—	—
社債	35,000	37,000	22,000	16,000	—	—
長期借入金	335,072	213,081	204,924	102,504	224,279	9,552
合計	920,072	250,081	226,924	118,504	224,279	9,552

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成28年3月15日
付与対象者の区分及び人数(注) 1.	当社取締役 2名 当社常勤監査役 1名 当社従業員 8名 当社子会社取締役 4名 当社子会社従業員 84名
株式の種類及び付与数(注) 2.	普通株式 256,250株
付与日	平成28年3月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成30年4月1日から平成38年2月28日まで(注) 3.

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日から2年を経過する日まで、その権利を行使できない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年3月15日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	256,250
失効	—
権利確定	—
未確定残	256,250
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

会社名	提出会社
権利行使価格(円)	290
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

提出会社のストック・オプションについては、未公開企業であるため、本源的価値の見積りによっております。当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、類似上場企業比準方式に基づいた方法によっております。なお、算定した株式の評価額が権利行使価格以下となるため、付与時点の単位当たりの本源的価値は主として零となり、ストック・オプションの公正な評価単価も主として零と算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千元
- (2) 当連結会計年度中において権利行使された本源的価値 一千元

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成28年3月15日
付与対象者の区分及び人数(注)1.	当社取締役 2名 当社常勤監査役 1名 当社従業員 8名 当社子会社取締役 4名 当社子会社従業員 84名
株式の種類及び付与数(注)2.	普通株式 256,250株
付与日	平成28年3月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成30年4月1日から平成38年2月28日まで(注)3.

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日から2年を経過する日まで、その権利を行使できない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成28年3月15日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	256,250
付与	—
失効	15,500
権利確定	—
未確定残	240,750
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権
会社名	提出会社
権利行使価格(円)	290
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

提出会社のストック・オプションについては、未公開企業であるため、本源的価値の見積りにっております。当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、類似上場企業比準法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 6,018千円
(2) 当連結会計年度中において権利行使された本源的価値 一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成28年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	7,239千円
未払事業所税	8,942
未払費用	18,040
賞与引当金	17,500
貸倒引当金	12,966
ソフトウェア損金不算入	64,753
繰越欠損金	45,528
その他	6,143
繰延税金資産小計	181,114
評価性引当額	△46,938
繰延税金資産合計	134,175

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)
流動資産－繰延税金資産	61,400千円
固定資産－繰延税金資産	72,775

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
交際費等損金不算入	1.1
住民税均等割	4.8
評価性引当額の増減額	5.0
租税特別措置法の税額控除	△2.1
その他	△4.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の計算において使用した35.4%から、平成28年10月1日に開始する連結会計年度及び平成29年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、平成30年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.6%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度(平成29年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	5,717千円
未払事業所税	10,058
未払費用	3,960
賞与引当金	23,073
貸倒引当金	1,552
ソフトウェア損金不算入	122,882
繰越欠損金	22,217
その他	9,898
繰延税金資産小計	199,362
評価性引当額	△31,266
繰延税金資産合計	168,095
繰延税金負債	
未収還付事業税	1,396
繰延税金負債合計	1,396
繰延税金資産純額	166,698

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
流動資産－繰延税金資産	46,609千円
固定資産－繰延税金資産	120,089

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等損金不算入	1.1
住民税均等割	2.6
評価性引当額の増減額	6.9
合併による影響額	△12.3
その他	△2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.0

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成28年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(平成29年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社グループは、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当社グループは、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
りらいあコミュニケーションズ㈱	2,573,997	人材派遣紹介関連事業

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
りらいあコミュニケーションズ㈱	3,200,375	人材派遣紹介関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社グループは、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当社グループは、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社役員	井上 弘	—	—	当社代表 取締役会長	(被所有) 直接 48.7	被債務保証	連結子会社の 社債に対する 被債務保証	145,000	—	—
							連結子会社の 不動産賃貸借 に対する被債務 保証	34,501	—	—
当社役員	古澤 孝	—	—	当社取締役 社長	(被所有) 直接 13.8	被債務保証	連結子会社の 不動産賃貸借 に対する被債務 保証	27,446	—	—
連結子会 社役員	大野 将幸	—	—	連結子会社 取締役	—	被債務保証	連結子会社の 車両賃貸借に 対する被債務 保証	1,348	—	—
連結子会 社役員	三並 史典	—	—	連結子会社 代表取締役	(被所有) 直接 0.1	被債務保証	連結子会社の 借入に対する 被債務保証	165,596	—	—
							連結子会社の 不動産賃貸借 に対する被債務 保証	3,060	—	—
連結子会 社役員	小林 啓志	—	—	連結子会社 代表取締役	(被所有) 直接 0.1	被債務保証	連結子会社の 借入に対する 被債務保証	19,691	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) ㈱キャスティングロードは社債及び不動産賃貸借に対して、㈱ジョブスは不動産賃貸借に対して、それぞれ当社代表取締役会長の井上弘から債務保証を受けております。
- (2) ㈱キャスティングロードは不動産賃貸借に対して、当社取締役社長の古澤孝から債務保証を受けております。
- (3) ㈱キャスティングロードは車両賃貸借に対して、連結子会社取締役の大野将幸から債務保証を受けております。なお、平成28年6月30日で契約を解約したことに伴い、当該債務保証は解除されております。
- (4) ㈱ジョブスは銀行借入及び不動産賃貸借に対して、㈱プロテクスは不動産賃貸借に対して、それぞれ連結子会社代表取締役の三並史典から債務保証を受けております。
- (5) ㈱CRドットアイは銀行借入に対して、連結子会社代表取締役の小林啓志から債務保証を受けております。
- (6) 取引金額は、社債及び銀行借入については被保証債務の当連結会計年度末残高を、不動産賃貸借については当該債務保証に係る年間の賃借料を記載しております。なお、連結子会社は当該債務保証について保証料の支払及び担保提供を行っておりません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社役員	井上 弘	—	—	当社代表 取締役会長	(被所有) 直接 48.7	被債務保証	連結子会社の 社債に対する 被債務保証	110,000	—	—
							連結子会社の 不動産賃貸借 に対する被債務 保証	34,248	—	—
当社役員	古澤 孝	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 13.8	被債務保証	連結子会社の 不動産賃貸借 に対する被債務 保証	11,241	—	—
連結子会社 社員	三並 史典	—	—	連結子会社 代表取締役	(被所有) 直接 0.1	被債務保証	連結子会社の 借入に対する 被債務保証	117,624	—	—
							連結子会社の 不動産賃貸借 に対する被債務 保証	19,816	—	—
連結子会社 社員	小林 啓志	—	—	連結子会社 代表取締役	(被所有) 直接 0.1	被債務保証	連結子会社の 借入に対する 被債務保証	13,208	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (株)キャスティングロードは社債及び不動産賃貸借に対して、(株)ジョブスは不動産賃貸借に対して、それぞれ当社代表取締役会長井上弘から債務保証を受けております。
- (株)キャスティングロードは不動産賃貸借に対して当社代表取締役社長古澤孝から債務保証を受けております。
- (株)ジョブスは銀行借入及び不動産賃貸借に対して、(株)プロテクスは不動産賃貸借に対して、それぞれ連結子会社代表取締役三並史典から債務保証を受けております。
- (株)CRドットアイは、銀行借入に対して連結子会社代表取締役小林啓志から債務保証を受けております。
- 取引金額は、社債及び銀行借入については被保証債務の当連結会計年度末残高を、不動産賃貸借については当該債務保証に係る年間の賃借料を記載しております。なお、連結子会社は当該債務保証について保証料の支払及び担保提供を行っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	143.41円	186.02円
1株当たり当期純利益金額	18.69円	42.61円

- (注) 1. 当社は、平成27年11月26日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	87,830	200,264
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	87,830	200,264
普通株式の期中平均株式数(株)	4,700,000	4,700,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成28年3月15日 臨時株主 総会決議の第1回新株予約権 普通株式 256,250株	平成28年3月15日 臨時株主 総会決議の第1回新株予約権 普通株式 240,750株 平成29年4月24日 臨時株主 総会決議の第2回新株予約権 普通株式 175,000株 平成29年4月24日 臨時株主 総会決議の第3回新株予約権 普通株式 240,000株

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	20,668千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、人材派遣紹介関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	68円18銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	320,457
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	320,457
普通株式の期中平均株式数(株)	4,700,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】（平成29年9月30日現在）

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 キャスティング ロード	第3回無担保社債	平成24年 6月29日	44,000	30,000 (14,000)	0.73	無担保社債	平成31年 6月28日
株式会社 キャスティング ロード	第4回無担保社債	平成25年 7月22日	29,000	22,000 (7,000)	0.82	無担保社債	平成32年 7月22日
株式会社 キャスティング ロード	第5回無担保社債	平成26年 6月30日	72,000	58,000 (14,000)	0.61	無担保社債	平成33年 6月30日
合計	—	—	145,000	110,000 (35,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
35,000	37,000	22,000	16,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	550,000	0.53	—
1年以内に返済予定の長期借入金	304,215	335,072	1.29	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	796,172	754,340	1.15	平成30年10月1日～ 平成35年7月21日
合計	1,300,387	1,639,412	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	213,081	204,924	102,504	224,279

【資産除去債務明細表】

資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法をとっております。

このため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	71,915	91,737
営業未収入金	※1 46,738	※1 56,797
未収入金	※1 12,616	※1 207,903
貯蔵品	14	4,847
前払費用	3,049	9,463
繰延税金資産	6,229	3,701
その他	—	589
流動資産合計	140,563	375,041
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,413	11,046
減価償却累計額	△2,922	△3,918
建物（純額）	6,491	7,127
工具、器具及び備品	3,613	4,460
減価償却累計額	△655	△1,506
工具、器具及び備品（純額）	2,958	2,953
建設仮勘定	139	—
有形固定資産合計	9,589	10,081
無形固定資産		
商標権	1,081	972
ソフトウェア	14,013	12,259
その他	—	5,490
無形固定資産合計	15,095	18,722
投資その他の資産		
関係会社株式	410,857	422,857
関係会社長期貸付金	635,000	855,000
繰延税金資産	64,532	51,489
その他	24,322	18,622
投資その他の資産合計	1,134,712	1,347,968
固定資産合計	1,159,396	1,376,772
資産合計	1,299,960	1,751,813

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2 200,000	※2 550,000
1年内返済予定の長期借入金	150,000	150,000
未払金	44,384	49,570
未払費用	25,209	30,307
未払法人税等	8,003	—
未払消費税等	3,978	26,038
預り金	4,557	6,158
賞与引当金	3,959	5,877
その他	34	—
流動負債合計	440,126	817,953
固定負債		
長期借入金	512,500	※2 562,500
その他	5,843	3,781
固定負債合計	518,343	566,281
負債合計	958,470	1,384,234
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	282,857	282,857
資本剰余金合計	282,857	282,857
利益剰余金		
その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
	8,632	34,306
利益剰余金合計	8,632	34,306
株主資本合計	341,490	367,164
新株予約権	—	415
純資産合計	341,490	367,579
負債純資産合計	1,299,960	1,751,813

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業収益	※1 495,715	※1 574,068
営業費用		
一般管理費	※2,3 614,819	※2 534,926
営業利益又は営業損失(△)	△119,103	39,141
営業外収益		
受取利息	※4 5,308	※4 7,798
その他	0	1,059
営業外収益合計	5,308	8,857
営業外費用		
支払利息	3,207	6,005
その他	—	459
営業外費用合計	3,207	6,464
経常利益又は経常損失(△)	△117,003	41,535
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△117,003	41,535
法人税、住民税及び事業税	25,703	290
法人税等調整額	△67,232	15,570
法人税等合計	△41,529	15,860
当期純利益又は当期純損失(△)	△75,473	25,674

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	50,000	861,026	861,026	84,106	84,106	—	995,132	—	995,132
当期変動額									
当期純損失(△)				△75,473	△75,473		△75,473		△75,473
自己株式の取得						△578,168	△578,168		△578,168
自己株式の消却		△578,168	△578,168			578,168	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	—	△578,168	△578,168	△75,473	△75,473	—	△653,641	—	△653,641
当期末残高	50,000	282,857	282,857	8,632	8,632	—	341,490	—	341,490

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	50,000	282,857	282,857	8,632	8,632	—	341,490	—	341,490
当期変動額									
当期純利益				25,674	25,674		25,674		25,674
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								415	415
当期変動額合計	—	—	—	25,674	25,674	—	25,674	415	26,089
当期末残高	50,000	282,857	282,857	34,306	34,306	—	367,164	415	367,579

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～15年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
営業未収入金	46,738千円	56,797千円
未収入金	12,616千円	195,606千円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
コミットメントの総額	750,000千円	1,150,000千円
借入実行残高	200,000	750,000
差引額	550,000	400,000

なお、上記の契約については、以下のとおり財務制限条項が付されております。

これらの条項のうち(1)又は(2)のいずれか1項目以上に抵触した場合、当社は借入先の請求により期限の利益を失い、直ちにその借入金全額を返済する義務を負っております。

又、(3)に抵触した場合、当社は上記の契約に基づく新規貸付の実行を受けられなくなります。

- (1) 平成28年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年9月決算期の年度決算期の末日における連結の純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における連結の純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- (2) 平成28年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の連結損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。
- (3) 平成28年3月を初回とする3月、6月、9月及び12月の各月末日における当社グループ各社の金融機関からの借入の合計額が、収支ブレ(以下の計算式により算出される収支ブレを意味する。)と現預金を単純合算した金額の合計額を上回らないこと。

$$\text{収支ブレ} = \text{売掛金} + \text{棚卸資産} - \text{買掛金}$$

(損益計算書関係)

※1 営業収益のうち、関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
経営指導売上高	495,715千円	574,068千円

※2 一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
役員報酬	154,050千円	166,860千円
給料手当	71,232	114,574
支払手数料	67,032	76,496
減価償却費	4,783	5,492
賞与引当金繰入額	3,959	5,877
研究開発費	184,949	—

※3 一般管理費のうち、関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
研究開発費	184,949千円	—千円

※4 営業外収益のうち、関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
受取利息	5,302千円	7,796千円

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年9月30日)

関係会社株式(貸借対照表計上額 410,857千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成29年9月30日)

関係会社株式(貸借対照表計上額 422,857千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成28年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	1,378千円
未払事業税	779
ソフトウェア損金不算入	64,412
未払費用	358
前払費用	3,713
その他	119
繰延税金資産小計	70,761
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	70,761

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した35.4%から、平成28年10月1日に開始する事業年度及び平成29年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.6%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度(平成29年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	2,045千円
ソフトウェア損金不算入	51,480
未払費用	827
繰越欠損金	1,950
その他	315
繰延税金資産小計	56,619
評価性引当額	△306
繰延税金資産合計	56,312
繰延税金負債	
未収還付事業税	1,122千円
繰延税金負債合計	1,122
繰延税金資産の純額	55,190

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等損金不算入	2.3
住民税均等割	0.7
評価性引当額の増減	0.7
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.2

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】（平成29年9月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,413	1,632	—	11,046	3,918	996	7,127
工具、器具及び備品	3,613	846	—	4,460	1,506	851	2,953
建設仮勘定	139	—	139	—	—	—	—
有形固定資産計	13,166	2,479	139	15,506	5,424	1,847	10,081
無形固定資産							
商標権	1,090	—	—	1,090	118	109	972
ソフトウェア	17,230	1,781	—	19,011	6,751	3,535	12,259
その他	—	5,490	—	5,490	—	—	5,490
無形固定資産計	18,321	7,271	—	25,592	6,869	3,644	18,722

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	3,959	5,877	3,959	—	5,877

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成29年9月30日現在）

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヵ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	1,500円（注）2
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： http://www.crgh.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	古澤 孝	東京都豊島区	特別利害関係者等(当社取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)(注)5	50,000	14,500,000(290)(注)3	役員へのインセンティブのため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	小田 康浩	東京都府中市	特別利害関係者等(当社取締役、当社子会社の代表取締役、当社子会社の取締役)(注)8	15,000	4,350,000(290)(注)3	役員へのインセンティブのため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	岡野 務	東京都中野区	特別利害関係者等(当社監査役、当社子会社の監査役)(注)8	10,000	2,900,000(290)(注)3	役員へのインセンティブのため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	阿久津 操	東京都江東区	特別利害関係者等(当社監査役)	2,500	725,000(290)(注)3	役員へのインセンティブのため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	長井 亮輔	東京都北区	特別利害関係者等(当社監査役)	2,500	725,000(290)(注)3	役員へのインセンティブのため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	大久保 裕次	神奈川県川崎市川崎区	当社従業員(注)8	5,000	1,450,000(290)(注)3	役員へのインセンティブのため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	中原 宏朗	千葉県千葉市稲毛区	当社子会社の従業員(注)8	5,000	1,450,000(290)(注)3	役員へのインセンティブのため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	村上 輝	東京都品川区	当社子会社の従業員	2,500	725,000(290)(注)3	役員へのインセンティブのため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	有田 竜徳	神奈川県平塚市	当社子会社の従業員(注)6	2,500	725,000(290)(注)3	役員へのインセンティブのため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	朝生 光洋	東京都江東区	当社子会社の従業員	700	203,000(290)(注)3	役員へのインセンティブ付与のため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	椋野 要介	大阪府豊中市	当社子会社の従業員(注)6	2,500	725,000(290)(注)3	役員へのインセンティブ付与のため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	三並 史典	東京都府中市	特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役)(注)8	5,000	1,450,000(290)(注)3	役員へのインセンティブ付与のため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	恒元 祐二	千葉県松戸市	当社子会社の従業員(注)7	2,500	725,000(290)(注)3	役員へのインセンティブ付与のため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	村本 義徳	大阪府大阪市北区	当社子会社の従業員	2,500	725,000(290)(注)3	役員へのインセンティブ付与のため
平成28年3月31日	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	小林 啓志	茨城県守谷市	特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役)(注)8	5,000	1,450,000(290)(注)3	役員へのインセンティブ付与のため
平成28年9月28日	古澤 孝	東京都豊島区	特別利害関係者等(当社取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)(注)5	株式会社TRM代表取締役古澤 孝	東京都豊島区東池袋4-5-1	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)(注)8	200,000	58,000,000(290)(注)3	資産管理会社への譲渡
平成30年3月15日	村上 輝	東京都品川区	当社の子会社従業員	井上 弘	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、当社子会社の代表取締役、大株主上位10名)	2,500	725,000(290)(注)3	当社の子会社退職による譲渡

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされており。又、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができる。又、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。とされており。
3. 移動価格算定方式は、次のとおりであります。
類似上場企業比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定した価格であります。
4. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
5. 平成28年10月1日付で、当社の代表取締役役に就任しております。
6. 平成29年10月1日付で、特別利害関係者等(当社子会社の取締役)に該当しております。
7. 平成29年6月1日付で、特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役)に該当しております。
8. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成28年3月31日	平成29年5月9日	平成29年5月9日
種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行数	普通株式 256,250株 (注)5	普通株式 175,000株	普通株式 240,000株
発行価格	1株につき 290円 (注)3	1株につき 316円 (注)3	1株につき 316円 (注)3
資本組入額	1株につき 145円	1株につき 158円	1株につき 158円
発行価額の総額	74,312,500円	55,300,000円	75,840,000円
資本組入額の総額	37,156,250円	27,650,000円	37,920,000円
発行方法	平成28年3月15日開催の取締役会において新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年4月14日開催の取締役会において新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成29年4月14日開催の取締役会において新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、(株)東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成29年9月30日であります。
- 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という)を、原則として割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
- 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、第1回新株予約権については類似上場企業比準法により、第2回及び第3回新株予約権については、純資産価額方式及び類似上場企業比準方式の折衷法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
- 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 290円	1株につき 315円	1株につき 315円
行使期間	平成30年4月1日から平成38年2月28日まで	平成31年12月1日から平成36年5月8日まで	平成31年12月1日から平成36年5月8日まで
行使の条件	「第二部 企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
譲渡に関する事項	「第二部 企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- 退職等により27名、51,750株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】
第1回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
古澤 孝	東京都豊島区	会社役員	50,000	14,500,000 (290)	特別利害関係者等 (当社の取締役、当社 子会社の代表取締役、 大株主上位10名) (注) 2
小田 康浩	東京都府中市	会社役員	30,000	8,700,000 (290)	特別利害関係者等 (当社の取締役、当社 子会社の代表取締役、 当社子会社の取締役)
三並 史典	東京都府中市	会社役員	15,000	4,350,000 (290)	特別利害関係者等 (当社子会社の代表取 締役)
小林 啓志	茨城県守谷市	会社役員	12,000	3,480,000 (290)	特別利害関係者等 (当社子会社の代表取 締役)
岡野 務	東京都中野区	会社役員	10,000	2,900,000 (290)	特別利害関係者等 (当社の監査役、当社 子会社の監査役)
大久保 裕次	神奈川県川崎市川崎区	会社員	6,000	1,740,000 (290)	当社の従業員
酒井 大	千葉県松戸市	会社員	6,000	1,740,000 (290)	当社の従業員
中原 宏朗	千葉県千葉市稲毛区	会社員	6,000	1,740,000 (290)	当社子会社の従業員
有田 竜徳	神奈川県平塚市	会社員	4,500	1,305,000 (290)	当社子会社の従業員 (注) 3
椋野 要介	大阪府豊中市	会社員	4,500	1,305,000 (290)	当社子会社の従業員 (注) 3
恒元 祐二	千葉県松戸市	会社員	4,500	1,305,000 (290)	当社子会社の従業員 (注) 4
村本 義徳	大阪府大阪市北区	会社員	4,500	1,305,000 (290)	当社子会社の従業員
朝生 光洋	東京都江東区	会社員	3,000	870,000 (290)	当社子会社の従業員
三浦 康雅	東京都江戸川区	会社員	3,000	870,000 (290)	当社子会社の従業員
佐々木 達也	東京都江戸川区	会社員	2,000	580,000 (290)	当社子会社の従業員
永嶋 修	宮城県仙台市泉区	会社員	1,500	435,000 (290)	当社子会社の従業員
早瀬 仁洋	北海道札幌市中央区	会社員	1,500	435,000 (290)	当社子会社の従業員
田中 竜児	大阪府大阪市淀川区	会社員	1,500	435,000 (290)	当社子会社の従業員
福岡 孝	沖縄県那覇市	会社員	1,500	435,000 (290)	当社子会社の従業員
英 雄一郎	埼玉県川口市	会社員	1,500	435,000 (290)	当社子会社の従業員
金田一 いづみ	茨城県水戸市	会社員	1,500	435,000 (290)	当社子会社の従業員
渋谷 道人	千葉県柏市	会社員	1,500	435,000 (290)	当社子会社の従業員
阿部 禎之	神奈川県川崎市高津区	会社員	1,500	435,000 (290)	当社子会社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
中野 貴之	茨城県取手市	会社員	1,000	290,000 (290)	当社子会社の従業員
伊藤 寛	埼玉県志木市	会社員	1,000	290,000 (290)	当社子会社の従業員
斉藤 一弥	東京都江東区	会社員	1,000	290,000 (290)	当社子会社の従業員
永塚 政義	北海道札幌市西区	会社員	1,000	290,000 (290)	当社子会社の従業員
上野 和昭	奈良県生駒市	会社員	1,000	290,000 (290)	当社子会社の従業員
長内 明信	茨城県つくばみらい市	会社員	1,000	290,000 (290)	当社子会社の従業員
石原 尚芳	東京都渋谷区	会社員	750	217,500 (290)	当社の従業員
田中 英夫	東京都品川区	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
中山 浩	千葉県市川市	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
下山田 香織	東京都品川区	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
中野 学	兵庫県西宮市	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
長田 宏行	福岡県福岡市東区	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
大黒 泰弘	福岡県福岡市城南区	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
荻本 信之	福岡県北九州市小倉南区	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
嶋 栄治	熊本県熊本市中央区	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
吉成 拓人	埼玉県越谷市	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
阿部 隼平	東京都練馬区	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
小川 昌也	埼玉県春日部市	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
大熊 理恵	大阪府大阪市北区	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
高崎 和美	東京都練馬区	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
小野 春奈	東京都三鷹市	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
梅田 憲一	北海道札幌市豊平区	会社員	750	217,500 (290)	当社子会社の従業員
大川 祐次	埼玉県草加市	会社員	500	145,000 (290)	当社の従業員
越戸 惇介	千葉県柏市	会社員	500	145,000 (290)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
坂田 久美子	東京都西東京市	会社員	500	145,000 (290)	当社の従業員
青木 和人	東京都東村山市	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
矢代 夕佳	東京都調布市	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
扇原 浩司	北海道札幌市中央区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
坂口 瑞枝	茨城県竜ヶ崎市	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
古澤 大輔	神奈川県横浜市神奈川 区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
竹井 真和	東京都練馬区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
山田 恭平	北海道札幌市白石区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
松本 塾生	北海道札幌市厚別区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
高濱 正義	北海道札幌市北区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
藤田 剛史	大阪府大阪市北区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
村上 由希子	福岡県福岡市東区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
奥平 喬之	沖縄県那覇市	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
増田 卓也	千葉県市川市	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
高田 博文	東京都調布市	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
細川 恵理	神奈川県川崎市中原区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
所 実佳	茨城県水戸市	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
白上 真琴	東京都品川区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
佐々木 利明	北海道札幌市中央区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
數矢 広樹	東京都墨田区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
奈良部 則之	東京都世田谷区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
古川 秀夫	埼玉県さいたま市南区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
内藤 香麻理	神奈川県川崎市中原区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
名波 芳弘	東京都練馬区	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員
澤野 睦男	埼玉県入間市	会社員	500	145,000 (290)	当社子会社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 平成28年10月1日付で、当社の代表取締役就任しております。
3. 平成29年10月1日付で、特別利害関係者等（当社子会社の取締役）に該当しております。
4. 平成29年6月1日付で、特別利害関係者等（当社子会社の代表取締役）に該当しております。

第2回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
古澤 孝	東京都豊島区	会社役員	175,000	55,300,000 (316)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、 当社子会社の代表取 締役、大株主上位10 名)

第3回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
持田 秀之	東京都港区	税理士	240,000	75,840,000 (316)	社外協力者(顧問税理 士) (注)

(注) 当社の顧問税理士であり、「単独運用・特定金外信託(新株予約権活用型インセンティブプラン)」の受託者として発行しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はございません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
井上 弘 (注)1. 2. 6.	東京都港区	2,289,300 (—)	43.04 (—)
レッドロック株式会社 (注)1. 3.	東京都港区芝3-42-10	1,500,000 (—)	28.20 (—)
古澤 孝 (注)1. 2. 6.	東京都豊島区	875,000 (225,000)	16.45 (4.23)
持田 秀之 (注)9.	東京都港区	240,000 (240,000)	4.51 (4.51)
株式会社TRM (注)1. 3.	茨城県常総市古間木沼新田591	200,000 (—)	3.76 (—)
小田 康浩 (注)1. 4. 7.	東京都府中市	45,000 (30,000)	0.85 (0.56)
三並 史典 (注)1. 6. 10.	東京都府中市	20,000 (15,000)	0.38 (0.28)
岡野 務 (注)1. 5. 8.	東京都中野区	20,000 (10,000)	0.38 (0.19)
小林 啓志 (注)1. 6.	茨城県守谷市	17,000 (12,000)	0.32 (0.23)
大久保 裕次 (注)1. 10.	神奈川県川崎市川崎区	11,000 (6,000)	0.21 (0.11)
中原 宏朗 (注)1. 10.	千葉県千葉市稲毛区	11,000 (6,000)	0.21 (0.11)
有田 竜徳 (注)7.	神奈川県平塚市	7,000 (4,500)	0.13 (0.08)
棕野 要介 (注)7. 10.	東京都大田区	7,000 (4,500)	0.13 (0.08)
恒元 祐二 (注)6.	千葉県松戸市	7,000 (4,500)	0.13 (0.08)
村本 義徳 (注)11.	東京都練馬区	7,000 (4,500)	0.13 (0.08)
酒井 大 (注)10.	千葉県松戸市	6,000 (6,000)	0.11 (0.11)
朝生 光洋 (注)10.	東京都江東区	3,700 (3,000)	0.07 (0.06)
三浦 康雅 (注)11.	東京都江戸川区	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
阿久津 操 (注)5.	東京都江東区	2,500 (—)	0.05 (—)
長井 亮輔 (注)5.	東京都北区	2,500 (—)	0.05 (—)
佐々木 達也 (注)11.	福岡県福岡市博多区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
永嶋 修 (注)11.	埼玉県さいたま市岩槻区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
早瀬 仁洋 (注)11.	東京都豊島区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
田中 竜児 (注)11.	大阪府大阪市淀川区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
福岡 孝 (注)11.	沖縄県那覇市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
英 雄一郎 (注)11.	埼玉県川口市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
金田一 いづみ (注)11.	茨城県水戸市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
渋谷 道人 (注)10.	千葉県柏市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
阿部 禎之 (注)11.	神奈川県川崎市高津区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
中野 貴之 (注)11.	茨城県取手市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
伊藤 寛 (注)11.	埼玉県志木市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
斉藤 一弥 (注)11.	東京都江東区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
永塚 政義 (注)11.	北海道札幌市西区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
上野 和昭 (注)11.	奈良県生駒市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
長内 明信 (注)11.	神奈川県横浜市港北区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
石原 尚芳 (注)10.	東京都渋谷区	750 (750)	0.01 (0.01)
田中 英夫 (注)11.	東京都品川区	750 (750)	0.01 (0.01)
中山 浩 (注)11.	東京都調布市	750 (750)	0.01 (0.01)
下山田 香織 (注)11.	東京都品川区	750 (750)	0.01 (0.01)
中野 学 (注)11.	兵庫県西宮市	750 (750)	0.01 (0.01)
長田 宏行 (注)11.	熊本県熊本市中央区	750 (750)	0.01 (0.01)
大黒 泰弘 (注)11.	兵庫県神戸市中央区	750 (750)	0.01 (0.01)
荻本 信之 (注)11.	福岡県京都郡苅田町	750 (750)	0.01 (0.01)
嶋 栄治 (注)11.	東京都新宿区	750 (750)	0.01 (0.01)
吉成 拓人 (注)11.	埼玉県越谷市	750 (750)	0.01 (0.01)
阿部 隼平 (注)11.	東京都練馬区	750 (750)	0.01 (0.01)
小川 昌也 (注)11.	埼玉県久喜市	750 (750)	0.01 (0.01)
大熊 理恵 (注)11.	東京都新宿区	750 (750)	0.01 (0.01)
高崎 和美 (注)11.	東京都練馬区	750 (750)	0.01 (0.01)
小野 春奈 (注)11.	東京都杉並区	750 (750)	0.01 (0.01)
梅田 憲一 (注)10.	東京都練馬区	750 (750)	0.01 (0.01)
大川 祐次 (注)10.	埼玉県草加市	500 (500)	0.01 (0.01)
越戸 惇介 (注)10.	千葉県柏市	500 (500)	0.01 (0.01)
坂田 久美子 (注)10.	東京都西東京市	500 (500)	0.01 (0.01)
青木 和人 (注)11.	沖縄県那覇市	500 (500)	0.01 (0.01)
有馬 夕佳 (注)11.	東京都練馬区	500 (500)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
扇原 浩司 (注)11.	北海道札幌市中央区	500 (500)	0.01 (0.01)
安藤 瑞枝 (注)11.	埼玉県川口市	500 (500)	0.01 (0.01)
古澤 大輔 (注)11.	宮城県仙台市太白区	500 (500)	0.01 (0.01)
竹井 真和 (注)11.	東京都練馬区	500 (500)	0.01 (0.01)
山田 恭平 (注)11.	東京都新宿区	500 (500)	0.01 (0.01)
松本 塑生 (注)11.	北海道札幌市厚別区	500 (500)	0.01 (0.01)
高濱 正義 (注)11.	北海道札幌市東区	500 (500)	0.01 (0.01)
藤田 剛史 (注)11.	大阪府大阪市北区	500 (500)	0.01 (0.01)
村上 由希子 (注)11.	福岡県福岡市西区	500 (500)	0.01 (0.01)
奥平 喬之 (注)11.	大阪府大阪市東淀川区	500 (500)	0.01 (0.01)
増田 卓也 (注)11.	千葉県市川市	500 (500)	0.01 (0.01)
高田 博文 (注)11.	神奈川県川崎市中原区	500 (500)	0.01 (0.01)
細川 恵理 (注)11.	神奈川県川崎市中原区	500 (500)	0.01 (0.01)
所 実佳 (注)11.	茨城県水戸市	500 (500)	0.01 (0.01)
白上 真琴 (注)10.	東京都品川区	500 (500)	0.01 (0.01)
佐々木 利明 (注)11.	北海道札幌市中央区	500 (500)	0.01 (0.01)
数矢 広樹 (注)11.	東京都墨田区	500 (500)	0.01 (0.01)
奈良部 則之 (注)11.	東京都世田谷区	500 (500)	0.01 (0.01)
古川 秀夫 (注)11.	埼玉県さいたま市南区	500 (500)	0.01 (0.01)
内藤 香麻理 (注)11.	東京都調布市	500 (500)	0.01 (0.01)
名波 芳弘 (注)11.	東京都練馬区	500 (500)	0.01 (0.01)
澤野 睦男 (注)11.	埼玉県入間市	500 (500)	0.01 (0.01)
計	—	5,319,500 (619,500)	100.00 (11.65)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
3. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
4. 特別利害関係者等(当社の取締役)
5. 特別利害関係者等(当社の監査役)
6. 特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役)
7. 特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
8. 特別利害関係者等(当社子会社の監査役)
9. 当社の顧問税理士であり、「単独運用・特定金外信託(新株予約権活用型インセンティブプラン)」(第3回新株予約権)の受託者であります。
10. 当社の従業員
11. 当社子会社の従業員
12. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
13. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年8月27日

CRGホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているCRGホールディングス株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CRGホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年8月27日

CRGホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているCRGホールディングス株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CRGホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月27日

CRGホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているCRGホールディングス株式会社の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年10月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續が実施される。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、CRGホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年8月27日

CRGホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているCRGホールディングス株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CRGホールディングス株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年8月27日

CRGホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳 英 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているCRGホールディングス株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CRGホールディングス株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

